

令和2年第4回防府市議会定例会会議録（その2）

○令和2年9月3日（木曜日）

○議事日程

令和2年9月3日（木曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 一般質問
-

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（23名）

1 番	宇多村 史 朗 君	2 番	吉 村 祐太郎 君
3 番	牛 見 航 君	4 番	清 水 浩 司 君
5 番	藤 村 こずえ 君	6 番	久 保 潤 爾 君
7 番	和 田 敏 明 君	8 番	田 中 敏 靖 君
9 番	今 津 誠 一 君	10 番	山 田 耕 治 君
11 番	清 水 力 志 君	12 番	田 中 健 次 君
13 番	河 村 孝 君	14 番	曾 我 好 則 君
15 番	石 田 卓 成 君	16 番	上 田 和 夫 君
18 番	橋 本 龍太郎 君	19 番	安 村 政 治 君
20 番	山 根 祐 二 君	21 番	高 砂 朋 子 君
22 番	山 本 久 江 君	23 番	三 原 昭 治 君
25 番	河 杉 憲 二 君		

○欠席議員（1名）

17 番 行 重 延 昭 君

○説明のため出席した者

市 長 池 田 豊 君 副 市 長 森 重 豊 君

教 育 長	江 山 稔 君	代 表 監 査 委 員	末 吉 正 幸 君
上 下 水 道 事 業 管 理 者	河 内 政 昭 君	総 務 部 長	伊 豆 利 裕 君
総 務 部 理 事	石 丸 泰 三 君	人 事 課 長	宮 本 松 典 君
総 合 政 策 部 長	小 野 浩 誠 君	地 域 交 流 部 長	島 田 文 也 君
生 活 環 境 部 長	原 田 みゆき 君	健 康 福 祉 部 長	藤 井 隆 君
産 業 振 興 部 長	熊 野 博 之 君	土 木 都 市 建 設 部 長	友 景 康 浩 君
土 木 都 市 建 設 部 理 事	入 江 裕 司 君	入 札 検 査 室 長	森 田 俊 治 君
会 計 管 理 者	小 阪 一 人 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	内 田 健 彦 君
監 査 委 員 事 務 局 長	野 村 利 明 君	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	福 江 博 文 君
消 防 長	田 中 洋 君	教 育 部 長	能 野 英 人 君

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 河 田 和 彦 君 議 会 事 務 局 次 長 廣 中 敬 子 君

午前 10 時 開議

○議長（河杉 憲二君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
欠席の届出のありました議員は、行重議員であります。

会議録署名議員の指名

○議長（河杉 憲二君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。10番、山田議員、11番、清水力志議員、御両名にお願い申し上げます。

一般質問

○議長（河杉 憲二君） 議事日程につきましては、お手元に配付しておりますとおり、一般質問でございます。通告の順に従いまして進行したいと思いますので、よろしく願いいたします。

これより質問に入ります。最初は、13番、河村議員。

〔13番 河村 孝君 登壇〕

○13番（河村 孝君） おはようございます。「公明党」の河村孝でございます。本日で、私の防府市議会議員として、文書質問を含めて16回目の一般質問となりました。そして、6月定例会に続き、今回も1番目として登壇させていただきます。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。どうぞよろしくお願いいたしま

す。マスクは外させていただきます。

まず初めに、浸水被害を防ぐための雨水対策について御質問させていただきます。

6月定例会で一般質問いたしました、「公明党」が推進した国土強靱化の3か年の緊急対策を活用し、国・県・市が実施した河川の浚渫箇所につきましては、この7月の大雨でも比較的スムーズに流れたと浚渫の効果を聞いております。

一方、7月5日から7月8日まで313ミリの大雨が降り続け、7月6日には、側溝や水路の排水能力を超えたため、市内複数か所で道路の冠水が発生いたしました。私は、華浦地区から新田地区にかけての道路の冠水場所に長靴を履いて参りました。

初めに、桑山に近い生活道路の市道では、用排水路から水があふれ、幅6メートルほどの道路全体が冠水しておりました。深いところで、約13センチもございました。また、道路の冠水は道路脇のごみステーションにも入り、中のごみ袋がぷかぷかと水に浮かんでおりました。ごみを出す方も、膝下までぬれてもいいようにスリッパで、くるぶしまで冠水した道路の中を10メートルほど、ちゃぷちゃぷと歩いてごみを出されているのをお見かけいたしました。

地域の方にお伺いいたしますと、大雨では必ず道路が冠水するので、大雨で冠水する前に自家用車を移動するとのことでした。また、7月6日は月曜日で学校があり、家の周辺の道路が冠水する前に子どもを学校に迎えに行くとおっしゃっていました。道路の冠水が常態化している現状がございます。そこから南に下りますと、小学校の通学路の用排水路からあちこちで水があふれ、市道の幅の半分が冠水している現状がありました。その市道の冠水していない狭い部分を子どもたちが下校し、車が離合し合うという危険な状態を見ました。さらに南側に移動いたしまして、県道防府停車場向島線の一部では、道路一面が冠水しており、ここも水かさが約13センチ程度あり、車が通ると冠水した水がタイヤによって波が起きておりました。

私が歩いて感じたのは、華浦地域から新田地域にかけて幅広い箇所で道路が冠水している状況でございました。これが、同じく7月24日にも2時間で40ミリ以上の大雨が降り、同様の場所において道路の冠水が起きておりました。

本市では、1時間55ミリの降雨に対応できるよう、雨水施設整備を進めておりますが、1時間20ミリを超える程度の降雨で道路の冠水が必ず起きている現状がございます。市民からは、このように度重なる道路の冠水により九州を中心に甚大な被害をもたらした令和2年7月豪雨のような大雨が本市に降った場合、大規模な浸水被害などを心配され、雨水施設の早期な整備を訴える声を数多く聞いております。

そこで、雨水対策について3点お伺いいたします。

まず、1点目でございます。先ほどの今年7月の大雨時の、市内の道路等の浸水箇所の現状をお伺いいたします。

次に2点目として、各ポンプ場を含めた雨水施設の総合的な整備が遅れていると私は感じております。

私は道路の冠水場所を歩きましたが、冠水の場所の排水路の問題だけではなく、その下流のポンプ場周辺までの経路全ての雨水があふれているように感じ、排水路のその1か所だけを改修しても改善しないように感じました。地域全体の大規模な改修工事の必要性を感じたわけでございます。

また、令和元年12月に策定されました防府市上下水道ビジョンでも、雨水施設については、耐用年数が近づくポンプ場の設備更新など、膨大な事業費に対する財政的な課題も多くあると記載されております。下水道は、現状では污水対策中心に進んでいるように思いますが、本来、雨水対策も同時に行うべきものであり、総合的な雨水対策を早急に進めることが必要であると考えます。御所見をお伺いいたします。

3番目には、平成21年7月21日の豪雨災害のように、今後本市において大雨特別警報が発表されることも予想されます。この週末の台風10号でも発表されるかもしれません。雨水施設の整備の有無にかかわらず災害はやってまいります。改めて大規模な浸水被害に対する防災対策についてお伺いをいたします。

以上3点、お伺いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 13番、河村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 河村議員の浸水被害を防ぐための雨水対策についてのお尋ねにお答えいたします。

近年、全国各地で梅雨前線や台風により想像を超える豪雨災害が頻発する中、私は浸水に対する備えが非常に重要であると考えております。特に、河川の氾濫による洪水対策は大規模な浸水被害を引き起こす喫緊の課題であることから、この2年間、国の国土強靱化に関する施策等も活用しながら、国や県と一体となって集中的に河川の浚渫を行っているところでございます。

このたびの7月の豪雨では、議員からもお示しがありましたけれども、2日間で300ミリを超える雨量を記録し、市内各地で道路の冠水等が見受けられたところでございます。しかしながら、平成21年7月豪雨のような大規模な浸水被害は避けることができました。

このような、国・県・市が一体となった浚渫の取組は、国や他の自治体から高い評価を

いただいているところございますが、防災対策にこれで十分ということはございませんので、今後もしっかりと取り組んでまいります。

それでは、議員の御質問のうち、私からは3点目の大規模な浸水被害に対する防災対策についてお答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり、平成21年7月に経験したような大規模な豪雨災害は、いつ発生してもおかしくありません。命を守るために最も大切なことは、まずは逃げる、このことにつきます。

本市では、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中においても、市民の皆様がちゅうちょすることなく避難していただけるよう開設する避難所を増やすとともに、感染症対策に必要な備品の拡充、ホテルの客室利用など様々な避難対策を行っております。

また、災害リスクのないところへ避難場所を確保するため、小野公民館の建て替えに当たっては高台において整備することとし、また、佐波川右岸地域への広域的な防災広場の整備等に向けて鋭意取り組んでいるところでございます。

毎年のように発生する豪雨災害を踏まえ、住民が取るべき避難行動を直感的に理解できるよう、昨年、国において、これまでの避難情報に5段階の警戒レベル表示を加える見直しが行われました。さらに一層の避難対策の強化に向け、現時点レベル4に位置づけられます避難勧告と避難指示を一本化するなどの検討が進められているところでございます。

市では、住民の皆様が的確かつ迅速に避難できるよう大雨注意報が発表された時点から、昼夜を問わず警戒態勢を取り、線状降水帯の発生など気象の監視や監視カメラ、水位計等により河川の状況を把握し、いち早く避難勧告が発令できる体制を整えております。

私は、去る8月30日に開催されました防災リーダー研修会において、自治会長の皆様に、まずは逃げることの大切さを訴えてきたところでございます。早めの避難行動につなげるためには、行政による取組のみならず、高齢者の方々など要配慮者の支援などに関しては、地域の皆様の役割が非常に重要でございます。今後も市民の皆様を第一に、防災対策を最重要課題として最善を尽くしてまいります。

以上、御答弁申し上げます。残りの質問につきましては、土木都市建設部長並びに上下水道事業管理者のほうから答弁させていただきます。

○議長（河杉 憲二君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友景 康浩君） 私からは、1点目の今年7月の大雨時の市内の道路等の浸水箇所について御答弁させていただきます。

7月6日から7月8日にかけて、大雨の際には市内全域で30か所の道路の冠水や水路の越水がございました。その内訳といたしましては、佐波地域が8か所、小野地域が5か

所、右田地域が4か所、華城、牟礼地域が3か所、華浦地域が2か所、新田、松崎、大道、富海、向島地域が各1か所でございます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（河杉 憲二君） 上下水道事業管理者。

〔上下水道事業管理者 河内 政昭君 登壇〕

○上下水道事業管理者（河内 政昭君） 私からは、2点目の下水道における総合的な雨水対策についてお答えいたします。

通常、市街地等に降った雨水を川や海へ排除するため、排水路とポンプ場の整備が必要でございます。現在、本市には18か所の雨水ポンプ場があり、定期的なオーバーホールや点検を行いながら排水能力の維持に努めるとともに、平成20年度からは、11年かけて勝間ポンプ場を建設するなど計画的に施設の更新も行っているところでございます。また、雨水排水路につきましては、流下能力の改善を目的とし、勝間地区等で整備を進めております。

市街地等における排水路の整備は、議員御案内のとおり、1か所だけを改修しても下流の排水路やポンプ場の排水能力が伴わなければ地域全体の雨水排水の改善は見込めないため、広範囲で大規模な整備が必要となります。加えて、近年の極端な雨の降り方や都市化の進展等による浸水被害の拡大が懸念されるため、過去の冠水状況やこれからの市街化区域内の土地利用等に伴う雨水排水の分析を行い、中・長期的な雨水排水路の整備計画を作成することで、優先度の高い地域を中心に地域住民の皆様と連携して総合的な雨水対策を進めてまいりたいと考えております。

これらの整備事業は広範囲にわたりますことから、相当な期間と費用が必要となりますので、今後とも計画的にしっかり取り組んでまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（河杉 憲二君） 河村議員。

○13番（河村 孝君） 御答弁ありがとうございました。市長から初めに御答弁いただきましたが、河川の浚渫の効果が大きく、該当する河川につきましては、スムーズに流れたとのこともお声も聞いており、2年間の集中的な対策による効果があったことに対し評価しております。

一方、こちらは内水になると思われませんが、7月の大雨時の市内の道路等の浸水箇所につきましては、佐波8か所、小野5か所、右田4か所、華城3か所、牟礼3か所、華浦2か所、あと新田等が1か所でございますが、市内全域で合計30か所の道路の冠水や水路の越水があったとのことでございますが、多いとの印象がございます。

地球温暖化の影響なのか、最近の雨はゲリラ豪雨のように一気に降ることが多くなりました。7月だけでも大雨で二度も冠水をしています。このような大雨は、今後増えることが予想されます。

先ほども申し上げましたが、私が歩いてみた現場の様子を見ても、1か所を改善すればよいというような状況でもありませんでした。面での整備といいますか、市内全域を考えた整備を考える必要があると思います。

先ほどの御答弁の中で、下水道における総合的な雨水対策について、中・長期的な雨水排水路の整備計画を作成するとの御答弁がございましたが、具体的にどのような計画なのでございましょうか、お伺いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 上下水道事業管理者。

○上下水道事業管理者（河内 政昭君） 御質問にお答えいたします。

この計画は、公共下水道の雨水排水事業区域内における過去の冠水等の状況や今後20年程度先までの土地利用等の予測、分析を行って雨水対策を実施する区域や対策目標を定め、併せて地域住民の皆様の自助、共助も含めて中期、長期の整備方針を決定し、効率的にハード、ソフト両面から総合的な雨水対策を行うための整備計画でございます。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 河村議員。

○13番（河村 孝君） 御答弁ありがとうございます。もう少し計画についてお尋ねをいたします。この計画はいつまでの計画になるのでしょうか。

○議長（河杉 憲二君） 上下水道事業管理者。

○上下水道事業管理者（河内 政昭君） お答えいたします。この計画につきましては先ほども御答弁いたしましたけど、20年先までの予測をするということで考えておりますので、計画自体は20年程度とっておりますが、当然、20年間同じままで進むものではございませんので、途中途中で見直しをしながら進めてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 河村議員。

○13番（河村 孝君） もう少し、計画についてお尋ねをいたします。

この計画を作成する上で、課題は何がございましてでしょうか。また、いつ計画を策定されるのでしょうか。

○議長（河杉 憲二君） 上下水道事業管理者。

○上下水道事業管理者（河内 政昭君） この計画は、できるだけ早くというふうな考え

を持っておりますが、今年度は予算等を組んでおりませんので今年度策定するということはできませんが、来年度以降できるだけ早く計画を策定して進めてまいりたいというふうに考えております。

また、課題につきましては、先ほど議員もおっしゃいましたが、本市の上下水道ビジョンの中にもございますが、この雨水排水対策につきましては、やはり費用面が大きな課題だというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 河村議員。

○13番（河村 孝君） 分かりました。もう少し計画について御質問したいと思えます。

雨水対策に関しては、幹線の整備のほかにも市内ポンプ場の経過年数、新田ポンプ場など50年近くのものもございりますが、これらに関して具体的にどのような対策をお考えでしょうか。

○議長（河杉 憲二君） 上下水道事業管理者。

○上下水道事業管理者（河内 政昭君） お答えいたします。

耐用年数50年近くのものも数か所ございます。そうしたものも含めまして、もちろんポンプ場の長寿命化を図ってまいりながら事業を進めていきたいとは思っておりますけど、長寿命化を図るだけでは当然できませんので、老朽化したポンプ場につきましては、優先度の高いものから計画的に更新なども行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 河村議員。

○13番（河村 孝君） 御答弁ありがとうございます。また、計画に関してでございますが、令和元年東日本台風——台風19号の大きな被害を通して、国などで都市浸水対策が今、検討されております。頻発する大規模災害を防ぎ、その被害を軽減するために浸水対策を担う下水道に将来に向けて何ができるかということを検討されているというふうに伺っております。その中で、大規模な幹線の整備、あるいは雨水を一時的にためて、大雨のときには一時的にためて、大雨が過ぎたらまた川に戻すような雨水貯留施設なども議論されているようでございます。

今議論しております中・長期的な雨水排水路整備計画について、例えば本市の具体的な対策として大規模な幹線の整備とか、あるいは今申し上げました雨水貯留施設の整備など、こういったことも考えられるのでしょうか。

○議長（河杉 憲二君） 上下水道事業管理者。

○上下水道事業管理者（河内 政昭君） お答えいたします。

議員のおっしゃいました、今2つありましたけど、大規模な幹線とか雨水貯留施設、これらも今現在対象といいますか、その辺も含めて検討しておりますけど、最終的には先ほど申しました整備計画の中で検討して判断してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 河村議員。

○13番（河村 孝君） 御答弁ありがとうございます。

こういった施設を造れという、財政的な面で課題が大きいように思われますが、今まで財政的な面でどのような御努力をされたのか、お伺いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 上下水道事業管理者。

○上下水道事業管理者（河内 政昭君） お答えいたします。

議員もおっしゃいましたように、この計画を進めていくもともとの雨水排水計画等を立てておりましたが、それを行っていくには、やはり相当な費用がかかるということで、下水道のほうでは、汚水処理と雨水処理と両方ございますので、その辺のバランスも見ながら検討しております。これは、当然、雨水排水に関しましては、市長部局の方とも御相談しながら判断してまいらなければならないということでございますので、これまでも適宜、財政当局と話をしながら、どうだろうかということでも検討してまいっているところでございます。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 河村議員。

○13番（河村 孝君） 御答弁ありがとうございます。

財政的な面は御努力されているということでございますが、国や県への要望等、幅広い面で今後も御努力をお願いしたいというふうに思います。

本日、いろいろと中・長期的な雨水排水路の整備計画に御質問をさせていただきましたけれども、一つ一つの内容を精査していくと相当な期間と費用が必要だということはおわかりました。この雨水対策につきましては、「公明党」の先輩議員が平成24年、平成27年と繰り返し一般質問もしております。その後、年数がたちまして、さらに20ミリ、30ミリの大雨の頻度が増し、その都度、道路冠水をしております。回数が増えているように私は感じております。道路冠水の地域では、一刻も早い対策を望んでいらっしゃいますが、この点について重ねてお考えをお伺いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 上下水道事業管理者。

○上下水道事業管理者（河内 政昭君） 御質問にお答えいたします。

大雨時には、道路の冠水等で皆様に大変御迷惑をおかけしております。道路の冠水等の解消など、雨水排水の改善のためには、中・長期的な雨水排水路の整備計画を策定し、総合的な雨水対策を進める必要がございます。しかしながら、施工までには相当な期間を要しますので、一刻も早い対策としまして、今回冠水した場所等の一つであります新田地区の都市下水路の流下を阻害しております物の撤去等を今年度行う予定としております。

また、今後も雨水排水路の維持管理に努めてまいりますので、どうかよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 河村議員。

○13番（河村 孝君） 御答弁ありがとうございます。

一刻も早い対策の一つとして、新田地区の都市下水路の障害物撤去なども行うとの御答弁でございました。具体的な対策を一つ一つ進めていただきたいことをお願いいたします。

しかし、根本対策として先ほど質問いたしました中・長期的な雨水排水路の整備計画、この計画の早期の策定というものを強く要望いたします。さらに、8月に示されましたけれども、新しい第5次防府市総合計画骨子案の重点プロジェクトの1番目に、安全・安心を第一にした地域づくり、（1）防災対策に資する公共インフラの整備推進とありました。また、分野別施策の推進の6、都市・建設の6の2、上下水道の整備の項目がございますが、こちらの計画においてもしっかりと策定していただきたいことを強く要望いたします。

しかし、大雨や災害というものは待ってくれません。昨日は台風9号が通過いたしました。この週末にも気象庁から最大級の警戒が必要だと呼びかけられております。台風10号が接近するといわれております。不安の声もお聞きしております。先ほど市長のほうから、まずは逃げるのが大事だというふうに言われましたけれども、私もそう思います。いち早く避難勧告を発令できる体制を整えているとのことでございましたが、まずは防災対策の強化を重ねてお願いいたしまして、この質問を終わります。

それでは、2番目の質問項目であるウィズコロナ、アフターコロナ時代のまちづくりについてお尋ねをいたします。

新型コロナウイルス感染症対策のために、この上半期、3密を避ける新しい生活様式への対応が迫られました。その一方で、コロナ禍は数年単位の長期化も予測されており、「ウィズコロナ」や「アフターコロナ」と呼ばれる時代の将来像を模索する必要性も迫られております。

私自身、ここ数か月で感じた大きな変化は2点ございました。

1点目は、イベント等の中止や延期など人と会う機会が減りました。地域では、自治会等の総会などが書面決議等に置き換わるとともに、スポーツや生涯学習などの多くの行事が中止となり、日常の地域のコミュニケーションが取りづらくなりました。また、福祉員さんや友愛訪問グループ員の方など、近隣の御家庭への家庭訪問もしづらい環境になったと伺っております。さらに多くの地域で、秋のお祭りなども3密対策等で中止が決定しております。ある自治会の役員さんからは、ここ数か月の間に御近所さんが入院されていることさえ気づかなかったことを通して、日常の自治会の活動の大切さを改めて認識しましたとお話をお伺いいたしました。来年度も今年度と同じように、地域行事の開催が困難になるのではないかと不安の声も多くお聞きしております。今まで2年連続で定例的な行事が中止になったことがなかったので、役員の改選や行事の引継ぎ等が難しくなるというお声もございます。今も社会の基礎となる地域のコミュニケーションづくりの現場での模索が続いている現状がございます。

大きな変化の2点目は、テレワークなどのICTの普及でございます。今までと同じ販売促進活動ができないために、市内の企業やお店では、SNSやウェブサイトを利用した細かな情報発信が増えてきたように思います。また観光業界においては、新しい生活様式における観光客への接客方法の模索や、VRあるいはドローン等を使用した動画などの新しい魅力発信なども模索されております。

また、市内のある企業経営者の方は、今までは当たり前のように飛行機や新幹線で東京や県外へ移動してきたが、オンラインでの会議や商談を行うのが日常になると、交通費がかからないだけではなく、移動時間を作業時間に振り替えたりするメリットも見えてきました。これからは、東京の優秀な技術者にオンラインでアドバイスをもらったりするようなこともできるような時代が来るかもしれないと、ICTを活用した将来構想を言われておりました。

また、全国の大学が、感染予防のために上半期を対面授業からオンライン授業に切り替えたために、防府市内でも多くの学生が、大学所在地の首都圏等に移動せずに防府市内でオンラインにより授業を受講しております。学生さんは大変でございましょうが、現役の大学生の姿が本市に今もあることに驚きます。このように、教育にもオンライン化が急速に進んでいます。

別の経営者の方が言われておりました。防府市が小・中学校に1人1台のタブレット型パソコンを配備するGIGAスクール構想を、他市に先駆けていち早く着手されたことを評価された後で、防府市には新幹線の駅もないし、羽田とを結ぶ飛行場もない。でも、そ

れが都市の持つポテンシャルと関係なくなる時代が近い将来来るような気がする。大変なコロナ禍の中ではあるが、防府市にとっては大きく飛躍するチャンスではないかと言われておりました。この「ピンチをチャンスに」という言葉は、多くの企業経営者からお聞きいたしました。企業経営でも大きな時代の転換期と捉えて模索がされております。

このような新たな地方創生の在り方は、識者の間でも活発に論及されていて、東京一極集中の是正の必要性を京都大学の藤田昌久特任教授と神戸大学の濱口伸明教授が次のように言われております。「在宅勤務の普及には、仕事の空間を確保できるような広い住宅が必要だ。地方移住や多拠点生活も選択しやすくする必要がある。テレワークに加え、オンライン学習やオンライン診療を広げるなど、ICTと対面接触の最適な組合せによる新しいコミュニケーションシステムの構築と社会システムの変革は、総合的に推し進めるべき課題だ」と強調しております。

また、平井伸治鳥取県知事も、「今回の事で日本人は改めて過密、集中の弊害に気づきました。また、大都市を中心にリモートワークも経験しました。そこから別の働き方、別の社会システムに目が向き始めているのではないのでしょうか。日本は新次元の多極型、分散型の国土構想をもう一度考える時期に来ていると思います。これは、多くの自治体を感じていることでしょう」地方創生が質的に変わり、その必要性がさらにクローズアップされつつあると地方分散を指摘しております。

さらに、コロナ感染拡大後に実施された内閣府の調査では、東京圏に住む20代の27.7%の方が地方移住への関心が高まったと回答されております。特に、東京23区に限りますと、35.4%と顕著で、地方創生への追い風になっているとのデータもございます。本市としても、今年度はまちづくりの基本的な構想を示す新しい総合計画の策定という重要な年度でございます。

また、昨年3月定例会の一般質問で、「新総合計画にSDGsの精神を」と訴えさせていただきましたが、国連の持続可能な開発目標であり、2030年までの誰一人取り残さない社会の実現を目指すSDGsの推進が、コロナ禍の中でこそ、より一層重要になってきたと認識しております。

つきましては、本市においてもウィズコロナ、アフターコロナ時代を見据え、この大きな変化の時代に今後の新しいまちづくりを行政が中心となって考え、市民に丁寧に説明しながら推進するような戦略的な取組が今こそ必要だと考えております。

また、企業や自治会の地域など、民間では一向に収束が見えないコロナ禍の中、一步前進しようと様々な模索が現場や地域で続いております。自粛や中止だけではなく、新しく前へ向く行動や挑戦が今、求められております。明確な答えがあるわけではございません

が、市としては、企業や地域の未来を開く積極的な情報提供や一緒に協働するような、より伴走型の施策、悩み、模索する民間のパートナーが行政として求められていると考えております。御所見をお伺いいたします。

○議長（河杉 憲二君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 河村議員のウィズコロナ、アフターコロナ時代のまちづくりについての御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症につきましては、全国的に新規感染者数が依然として高い水準で推移しており、本県においてもクラスターが発生するなどいまだ収束の兆しが見えておりません。この未知の感染症によって、私たちの日常生活は大きく変化いたしました。本市においても感染者が確認され、いわゆる3密の回避といった新しい生活様式の実践をはじめ、ICTを活用したテレワークやウェブ会議の導入など、個人、組織を問わず、これまでに経験したことのない対応が続いております。

こうした中、本市の小・中学校においては、昨年度までに実施したエアコンの全校への完備により、子どもたちにとっては短い夏休みではありましたが、真夏の暑い期間でも安全に授業を実施することができました。

また、国の整備計画を大幅に前倒し、本年度中に全市立小・中学校の児童・生徒に配備することとしていたタブレット端末については、10月末から配備を開始する予定であり、国が進めるGIGAスクール構想への円滑な対応はもちろん、今後のコロナ対策への活用も考えられます。

これらの施策、取組につきましては、未来を担う子どもたちの学びの環境などを見据えて早期に着手したものであり、今回の新型コロナウイルスの発生を予測したものではありませんでしたが、結果としてコロナ対策としても有効なものになったと受け止めております。

このように、私は将来をしっかりと見据え、市民の皆様の声をお聞きしながら必要な政策を決定し、それを着実に進めていくことが行政の最も大事な役割と考えております。このため、来年度から始まる新たな総合計画につきましても、市議会、及び市民や学識経験者等で構成する、明るく豊かで健やかな防府創出会議において御意見をいただきながら、将来の防府のまちをお示しできるよう策定を進めているところでございます。

また、計画の推進に当たりましても、市民の皆様をはじめ、企業団体等とともに取り組み、着実に実行してまいりたいと考えております。

議員お示しのように、新型コロナウイルス感染症との闘いは長期化が予想され、私も市民の皆様から現在の、あるいは将来に対する不安の声をお聞きしております。私としては、

こうした市民の皆様のお考えをしっかりと受け止め、感染防止対策を徹底するとともに社会経済活動を回復させていくための取組を進めてまいります。そして、ウィズコロナ、アフターコロナ時代を見据え、昨年の3月議会で河村議員からも御提案がありましたが、誰一人取り残さないというSDGsの精神についても総合計画に取り入れ、市民の皆様と共に明るく豊かで健やかな防府の実現を目指し、全力で取り組んでまいります。よろしくお願いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 河村議員。

○13番（河村 孝君） 御答弁ありがとうございました。

新総合計画での新しいまちの策定、またSDGsへの取組等の御答弁をいただきました。ありがとうございます。

また、「公明党」が推進しておりますが、国においては今回を地方創生加速のチャンスとして、内閣府は20の分野からなる政策資料集「地域未来構想20」を公表いたしまして、さらに自治体と各分野の専門家、関係省庁をマッチングさせるオープンラボを設けております。このような制度の御活用も御検討していただければと思います。

コロナ禍による混乱が収束する見通しが立たない今だからこそ、市民の不安を払拭し希望を与えていくのが政治や行政の役割であると私は思っております。繰り返しになりますが、より伴走型の施策、変化の時代、一緒に悩み、模索する民間、市民のパートナーとしての本市の取組を重ねて要望いたしまして、この質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（河杉 憲二君） 以上で、13番、河村議員の質問を終わります。

○議長（河杉 憲二君） 次は、15番、石田議員。

〔15番 石田 卓成君 登壇〕

○15番（石田 卓成君） おはようございます。会派「新自由主義と闘う会」の石田でございます。今回が1期目最後の一般質問となりますが、このたびはこれまでに地域の様々な声を聞かせていただいた上で、なかなか問題の解決に至らなかったことを、財源的にも人員的にも地方自治体にとっては大変厳しい状況が続く中であって、今後どのようにして解決していくのかという視点に立った上で、この4年間の総括という意味を込めて新規事業の御提案をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

この4年間、地元はもちろんのこと、様々な地域の皆様から、もう地域農業を守り続けることができないという問題や、先ほど河村議員もおっしゃられた、命を守るための水害対策の問題、高齢化に伴う移動手段の確保の問題、生活道路が凸凹であったり、白線がほ

とんど消えてしまっていたり、カーブミラーが設置されておらず交通安全対策上危険だという問題などなど、多くの困ったの声を聞かせていただき、その都度、担当課に相談に行きましたが、ほとんどの場合で、本来であれば市が行う責務があるという認識を職員さんと共有はできているものの、予算がないからという理由で、いつになったら着手できるのか、大体5年後になるのか10年後になるのかという見通しすら立てられないことが多かったと感じております。これは私も反省しているところでございますが、最初の頃は市の財政状況が厳しいということを理解しておらず、そんなことでどうするのかと、きつく当たってしまったことも一度や二度ではございませんで、その点については深くおわびを申し上げます。

しかし、地域の住民からすれば、きちんと滞納もせずに税金を納めているのだから、本来市の責任とされている部分については、市が予算をつけてやってくれるのが当たり前という感覚が根強くあり、最近では、「そんなに金がないのであれば職員を削減してしまえ」とか、「議員が多すぎるのが問題ではないか」という声まで聞くようになってしまいました。しかし、市の職員については、これまでかなりの数が削減されておりまして、現在では正規職員の数は約6割で、非正規の方が約4割というとても情けない状態に陥ってしまっており、技術系職員の不足など、これ以上正規職員の数を削減してはいけぬのは明らかです。議員の数についても、どんどん減らしてしまえば、組織票を持った候補しか当選できなくなり、地域の声がさらに届きにくくなるのは明白です。

今後は、コロナの影響による生活苦を背景に、「職員を減らせ」、「議員を減らせ」といったルサンチマンをあおって支持を集める「維新の会」のような政治勢力が全国的に力をつけてくる可能性がかなり高いのではないかと危惧しているところでございます。

話を元に戻しますが、このような地方自治体の財源不足の問題につきましても、本来であれば政府が新規国債を発行することにより必要な予算を地方に配分するのが筋でございます。通常であれば、毎年100兆円の政府予算ですが、今回コロナ対策ということで、真水で70兆円弱の補正予算を組んでくれたおかげで、国民1人当たり10万円の給付など、これまでは政府予算など私たちの所得には何ら関係のないことだと感じておられた方々にも、政府が新規国債を発行し予算化をすれば、その分だけ国民側にお金が行くこと、つまり政府が赤字を打った分だけ国民が豊かになるということを実感していただけたのではないかと感じております。マスコミの皆様方には、いい加減に国民1人当たりの借金が幾らだとか、このままでは日本が財政破綻するなどという我が国を衰退させるがためのありもしないプロパガンダはやめていただきたいと切に願っております。

石田が言っていることはちょっと意味が分からない、もともとちょっとおかしいなどは思

っていたけど、ついに頭がおかしくなってしまったのではないかと感じられる方も多いのではないかと思います。そういった皆様には、ぜひこの本、今日議長の許可を得ているんですけど、この本を読んでいただきたいと思っているわけです。タイトルは、「目からウロコが落ちる奇跡の経済教室」という本でございまして、この前から3名の議員さんにお貸しして読んでいただいたんですけど、現役経産官僚の中野剛志さんといわれる方が著者でございます。

平成24年に第二次安倍政権が政権交代を果たす前には、自民党内の創生「日本」という、先日辞意を表明された安倍総理が主催されていた勉強会で、総理をはじめとする自民党の先生方に経済政策や政治思想についてレクチャーされていたわけですが、政権交代が実現できた後も、これまで同様に財界や政府委員らによるレントシーキング活動によって、様々な政策立案の意思決定過程において目指すべき方向がゆがめられてしまい、結果的には新自由主義的な政策が次々に行われてしまったため、今となっては中野先生も大変ショックを受けているのではないかと想像しております。

さて、本題に入らせていただきますが、本来は政府が予算措置をしてくれれば、我が国は23年間も続いたデフレから脱却できるとともに、全ての国民が救われ、ありとあらゆる問題が解決できるわけですが、残念ながらそのような見通しは立っていないため、自力で稼ぐことのできない地方自治体は、住民要望とのはざままで悩み続けることとなります。

防府市においても、これまでは各課で予算を確保し、国や県の事業に乗れるものは最大限活用され、国や県に事業メニューのないものについては単独市事業として道路維持管理費や水路改修費、御高齢の皆様にはバス・タクシーチケットの配布などなど、財政状況の厳しい中よく頑張ってくださっていると感じております。しかしながら、冒頭申し上げたように、住民からの要望は後を絶たず、職員さんは板挟みの状態で大変おつらい立場なのだろうと思います。

そこで新規事業の御提案をさせていただきますが、これまでに単独市事業で行ってきた様々な事業を見直せるものは見直し、それぞれの地域に一括交付金としてまとめて支給した上で、各地域の判断によって優先順位をつけられるようにすることで、地域住民とも協力し合いながら地域の問題を解決してみられてはいかがでしょうか。

私が地域の様々なお悩みをお聞きし、どうすればその問題を解決できるのかと考え、ふと思いついたのが、私たちの地域でも取り組んでいる農水省の多面的機能支払交付金の活用団体、これいわゆる保全会というものです。それと同じような仕組みにしてはどうかということございまして、これがどのような内容なのかと申しますと、まず年度ごとに団

体に一定の交付金、例えば私のいる上右田地区であれば、年間に900万円ぐらいのお金が下りてくるのですが、その使い方については団体の役員会で話し合った上で地域を俯瞰して眺めて、各自治会から要望のあったものの中から自分たちで優先順位をつけ、小規模な水路の工事や水路に堆積した土砂の浚渫、農道などの整備、といっても普通の生活道路として使用されているような道路の整備が多いんですけど、などを改良するために使用させていただいております。

さらには、休耕田管理のために共同利用できる乗用型の草刈り機の無料レンタルや、住民の協力なくしては維持のできない地域の用水路の泥上げの参加手当、赤線などの草刈り手当などなど、本当に地域が必要と考えることに優先順位をつけて予算を配分することができる事業であり、農水省の事業の中では一番すばらしい事業だと感じているわけですが、この事業のようなことを農業以外の分野にも適用できないものかと考えたわけでございます。

実際に私たちが農水省の事業に取り組み始めてからは、多くの住民が共同活動に参加してくださるようになり、また、ちょっとした水路改修などの要望にも即座に応えることができたり、時には行政の職員さんから、本来は市ですべきことだが、予算がないので多面的の予算でどうかならないかと相談を受けることもあったりなど、本当に地域住民の皆様には喜んでいただけているのではないかと実感しております。

ただし問題もございまして、前回議会の一般質問でも要望させていただいた小規模農家が耕作に使用する目的で共同利用するための農機具の購入には使えませんし、まだ取組が行われてない華城や牟礼などの地域住民から、水路改修や耕作放棄地対策などの相談を受けた際には、必ず多面的の制度を活用して保全会の組織を立ち上げ、問題の解決に当たってほしいとお願いはしてみるものの、お世話をしてくれる人がいないからという理由で残念ながら話が頓挫してしまっております。

現在行われているこの多面的の取組方から分かることは、ある程度のまとまった予算を地域に落とすことができれば、地域住民が互いに助け合いながら知恵を絞って問題解決に当たることができることを証明しているのではないかと感じております。

もともとは、どんな企業でも、60歳で定年を迎えた後は再就職などはせずに自治会役員を引き受けたり、ボランティア活動に参加したりなど郷土への恩返しをするのが普通の姿でしたが、最近では退職後に再就職をしなければ生活ができないような状況に追い込まれたことにより地域の共同体意識は失われ、自分さえよければ地域のことなど関係ないと平気な顔で言えるような日本人らしくない人が増えてしまいました。特にそういう感じの人たちから聞こえてくる声としては、何でもかんでも全て行政がするのが当たり前であり、

なぜ自分が公のことを手伝わなくてはならないのかと言われることもあったりするのですが、先ほど申した当地域の多面の取組のように、実際に多くの地域住民が参加してくれずと、そんなにメリットがあるのなら自分も参加してみようということになる場合もあり、徐々にではございますが、破壊された地域の共同体意識が再構築できているのを実感しております。

やはり、自分たちの地域のことは、行政に要望を言うだけでなく、実際に自分たちの体を動かして守るといふ人たちが数人いてくれれば、徐々に仲間が増えていき、結果的に地域はよくなっていくのだろうと感じております。

このたび提案させていただくような取組が全ての分野において総合的に実施できれば、私がこれまでに皆様からの声を聞き、訴えてきた今も解決に至っていない高齢者の移動手段の確保の問題や、農機の故障を理由にした離農を抑止するとともに、新規就農者を防府に呼び込むための農機レンタルの問題、水害対策の河川の改修の問題、道路の維持管理、特に先ほど言いました停止線とかカーブミラーとか、危険な箇所の問題、それと空き家利活用の問題、定住促進の問題など、ありとあらゆる問題が解決できる見通しが立ち、行政への満足度はすばらしく高くなるし、地域の助け合いの輪も広がるだろうと考え、複数の幹部職員さんに相談してみたところ、実は10年ほど前にこういった取組について検討したことがあるとの情報を得ました。そのときの話では、結果的に地域住民の負担が重くなるという理由で受けてくれる地域を探すことができなかつたようでございますが、現在は当時とは異なり、先ほど申した多面的の取組もかなりの地域で行われ、共同体意識が回復している地域も見受けられることから、再チャレンジしてみる価値はあるのではないかと考えております。

この取組について、再度チャレンジする際には、いきなり市内全ての地域で取組を目指すのではなく、最初の年はモデル地域を募集して、予算も地域ごとに本来割り振られるであろう額の、例えば1.5倍とかをインセンティブとしてつけるようにしてみられてはいかがでしょうか。それならば、地域の様々な問題について常日頃から相談を受け、どうすればよいものかと頭を悩ませておられる連合会長さんたちの中にも、きっと乗ってきてくれる方がおられるのではないかと考えております。ちょっと長くなりましたが、そこで質問に入らせていただきます。

まず、10年くらい前に取組を検討された当時の内容を、各地域との話し合いの結果を含めて教えていただければと思います。

そして2点目に、先ほど申したように、10年前と比べると、保全会の取組などにより地域の共同体意識が回復しつつある地域も見受けられるわけでございますが、こういった

地域を念頭に、仮称ですけど「郷土再生総合交付金」、この新設を考えていただけないでしょうか。御所見をお伺いいたします。

3点目に、この取組を開始する場合、現在各地域にある公民館の機能も地域の中の地域交流センターのように変更していく必要があると考えますが、まずはモデルとして手を挙げてくれた地域の公民館を機能変更することについて、執行部としてはどのようにお考えでしょうか。

以上3点、御所見を伺います。

○議長（河杉 憲二君） 15番、石田議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 石田議員の（仮称）郷土再生総合交付金等の3点の御質問にお答えいたします。

私は、明るく豊かで健やかな防府のまちづくりのためには、各地域において主体的な活動を実践することが必要であると考えております。また現在、各地域において様々な課題解決のために日々取り組んでおられる自治会をはじめとする関係者の皆様に、心から感謝を申し上げます。

さて、お尋ねの1点目、10年前に行った一括交付金についての当時の検討内容と取り入れなかった理由についてでございます。

市では、平成20年2月に行政改革委員会から、新たな地域コミュニティの構築と活動の支援について、地域を代表する新たなコミュニティ組織を構築すること、市の助成制度を見直し地域の主体性を尊重した支援策を講じること、また活動に迅速に対応できる市の体制を整備すること、活動拠点として活用する公民館の環境整備に努めること、との3点の答申を受けたところでございます。

この答申に従いまして、実施に向けて検討を行うため、平成23年2月に山口大学の教授及び自治会連合会、社会福祉協議会等の各団体代表者からなる地域コミュニティ検討協議会において協議を行い、「新たな地域コミュニティづくりに向けての地域コミュニティ推進協議会を構築し、各種団体が連携して地域の課題に対することで効果を一層大きなものにしていく」、「地域コミュニティ推進協議会に対して、地域の主体性が発揮でき、特色のある事業に取り組めるような一括交付金の検討など行政支援を行う」、「地域コミュニティ推進協議会の活動拠点となる公民館の体制を検討する」等を内容とする基本方針を策定いたしました。

その内容につきまして、平成23年度中に市内15地域で説明会を実施しており、その中で地域からは、「既存の組織と新たな地域コミュニティ組織との違いが分からないし、

屋上屋を重ねることになるのではないか」、「財政支援が一番重要だが、各団体への補助金を一括交付金に含められると、各団体の活動に支障を来す」等の意見がございました。これらの意見を基に地域コミュニティ検討協議会において協議した結果、地域で活動する各団体にそれぞれ交付していた補助金を一括交付金に取りまとめることで、各団体と市との協働関係を損なうことが懸念されることから、当時の判断といたしまして一括交付金は採用しないことを決定したものでございます。

しかしながら、各団体等と市の協働は重要であることから、市及び市民等が、多様化、複雑化する地域課題や社会的課題等について共に考え、協働して効果的に解決していくことを目的とする協働事業提案制度を設けているところであり、協働事業提案制度による野島の資源活用プロジェクト等に取り組んでいるところでございます。

次に、2点目の共同体意識が盛り上がりつつある地域を念頭に、総合交付金の新設をしたらどうかについてでございます。

議員お示しの、農林水産省の多面的機能支払交付金のような制度を市独自に農業以外の分野も含めて一般化し、地域ごとに交付する制度を創設してはどうかということでございます。多面的機能支払交付金につきましては、私も地域の活動を支える有効な交付金であると認識しております。少しでも多くの地域で活用されることを願っております。

こうした中、お示しの（仮称）郷土再生総合交付金につきましては、先ほども申し上げましたが、10年前の一括交付金の経緯から、そのまま直ちに導入することは課題が多いものと考えております。しかしながら、地域が主体的に問題解決に取り組まれることは重要であります。そうした取組に対し、市としてどのような支援ができるかについて施策全般の中で総合的に検討してまいりたいと考えております。

最後に、3点目の公民館の機能強化についてでございます。

私も石田議員と同様に、地域力の強化のためには公民館における機能の強化を図ることが必要であると考えております。このため、公民館の機能強化の観点からも、6月議会に補正予算を計上し、感染症対策等の必要性もあり、市庁舎窓口の分散化を図るため、公民館にタブレット端末によるウェブ相談ができる体制を整備することとしております。今後、地域住民の皆様の利便性の向上、そして地域力の強化につながるよう、さらなる公民館における機能の強化に努めてまいりたいと考えております。御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 石田議員。

○15番（石田 卓成君） 御答弁ありがとうございます。なかなかすぐにこういう大きな方向転換というのが難しいというのは、私も重々理解しております。ただ、本当に先ほ

どの洪水対策の件もそうですけど、小河川が氾濫したり、様々な地域の問題を解決するのにどうしても行政、財源が——お金がないということで、本当は行政がやらなければいけないのに、いつになったらできるのかお答えもできないというようなことが度々あって、住民の方から、かなりクレームが届くことが多いわけでございます。

過去にも委員会などで協働の道づくり制度ですか、これについても提案いたしました、住民と一緒に道路を直していくとか、地域の土木会社の方も一緒に協力いただきながらやっていくとか、農水省の多面的、保全会のほうでは、実際にそのようなことは、水路の中ではやっているわけございまして、将来的にはそうやって地域の皆様のお力も借りながら、そういう一個一個の問題を解決をしていくというふうなスタンスに市全体としてなっていけば、徐々に地域が明るくなって、みんなで協力したら地域がどんどんよくなるねというような雰囲気をつくれてくるんじゃないかと思っておりますので、ぜひしっかりとまた検討していただければうれしいなと思っております。

1点だけちょっとまたお聞きしたいんですけど、次期総合計画です。これは、現在ちょうど素案ができたところでございますけど、この中に将来にわたってこういうふうな取組、検討していくんだよと、市としてですね。この辺を盛り込んでいただけないかと思うんですけど、その辺についてはいかがでしょうか。御所見を伺います。

○議長（河杉 憲二君） 総合政策部長。

○総合政策部長（小野 浩誠君） 再質問にお答えいたします。

地域が主体的に問題解決に取り組まれることは大変重要でありますことから、このたびの総合計画骨子案におきましても、自治会等による地域の活性化支援を重点プロジェクトの中の取組項目の一つに位置づけておるところでございます。

今後、総合計画の素案の作成に向け、どのような施策を盛り込むかにつきましては、先ほど市長からも御答弁申し上げましたとおり、自治会等に対する施策全般の中で総合的に検討してまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（河杉 憲二君） 石田議員。

○15番（石田 卓成君） 御答弁ありがとうございます。今期、もうちょっとで私も終わりでございますけど、また残れた暁には、しっかりとこのことについても、結構しつこいんで、訴えていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。どうもありがとうございます。

○議長（河杉 憲二君） 以上で、15番、石田議員の質問を終わります。

○議長（河杉 憲二君） 次は、9番、今津議員。

〔9番 今津 誠一君 登壇〕

○9番（今津 誠一君） 「防府市政会」の今津誠一でございます。

それでは、通告に従いまして、新庁舎建設について、今回は市長にお尋ねをしたいと思っております。市長からお答えをいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

基本設計案に対するパブリックコメントでは、警察署を含めた県の施設を庁舎敷地内に建設することに対し、多くの反対意見が寄せられました。市民の意見に対し、市は、市の考えと対応を示しましたが、非常に硬直的で、一言で言えば、木で鼻をくくったような内容で、市長がモットーとしている、しっかり聴く、という姿勢がみじんも感じられず、なおかつ誤った判断がされております。

いずれにしろ、市民の意見と市の考えとの間に大きなギャップが生じていることは確かな事実であります。よって市長は、そのギャップを埋めるための新たな対応を迫られていると認識しなくてはならないと思っております。そして、どうしてもギャップが埋まらない場合には、基本設計案は白紙撤回し、庁舎建設の原点に立ち返り、防府市独自の新庁舎を建設する設計に変更すべきと考えます。お答えください。

○議長（河杉 憲二君） 9番、今津議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 今津議員からの、新庁舎問題についての御質問にお答えさせていただきます。

私は、これまで一貫して、市庁舎の建て替えは本市における全ての施策とまちづくりの基本であると申し上げてまいりました。当選直後の所信表明では、防災の視点が重要であり、現庁舎敷地での建て替えは早期の完成と財政負担の軽減が期待できるよりよい選択であると申し上げました。そして、検討に当たりましては、議会の御理解をいただくため逐次、議員もその委員でいらっしゃいます庁舎建設調査特別委員会において、そのときの状況を報告し、方針をお諮りしながら進めてまいったものと認識しております。

改めましてその経緯を大まかに振り返りますと、当選直後の平成30年8月23日に開催されました市長就任後最初の庁舎建設調査特別委員会において、現庁舎敷地にて建て替えるという方針をお示しし、併せまして県の総合庁舎や、また防府警察署を市庁舎敷地に誘致し、行政ゾーンとすることで市民サービスの向上を図るという構想についてもお話しいたしました。そして、同年9月の定例市議会においては、市長行政報告の中で、現庁舎敷地を建設地とするという方針と併せて、市議会と一体となって施設の移転を県に要望してまいりたい旨をお伝えし、その上で現庁舎敷地での建て替えに向けた建設計画の作成に

必要な経費を追加する補正予算案を上程し、満場一致で可決いただきました。

議会閉会後の10月12日には、市長と議長の連名で、議長、副議長と共に県に要望を行いました。そして、平成31年2月の特別委員会において、改めまして総合庁舎機能と防府警察署の移転について県に要望中である旨を申し上げ、その上で3月定例市議会において、庁舎建設に係る基本設計実施設計業務のための予算案を上程させていただき、御承認賜ったところでございます。

さらに、令和元年5月23日の特別委員会におきまして、移転等の要望に対し、改元前の平成31年4月に県から賛同の回答をいただいた旨の御報告をし、基本設計に織り込んでいくことを重ねてお伝えしたところでございます。ただいま申し上げましたほかにも、議会に対しては適宜状況をお知らせしながら進めてまいったと認識しております。

また、それと並行して、市の広報やホームページへの庁舎建設だより等の掲載や各地区における懇話会等での様々な御報告や御説明などによって情報提供を行ってまいりました。令和2年度までに実施設計に着手することで、国の市町村役場機能緊急保全事業の対象となり、しっかりと財源を確保できるよう議会からも要請をいただいております。急がれるスケジュールの中ではございましたが、市民ワークショップやパブリックコメント等を実施して御意見を伺ってきたところでございます。

これまで様々な機会に市民の皆様の声をお聴きしてまいりましたが、私は、今回の基本設計に関しましては、多くの市民の方から一定の評価をいただいているものと認識しております。県内でも新型コロナウイルスの感染が広がる中、市民の安全を第一に様々な対策に取り組んでいるところでございますが、その中で庁舎建設に遅れが出ることはないよう、引き続きスピード感を持って進めてまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（河杉 憲二君） 今津議員。

○9番（今津 誠一君） ただいま市長から、これまでの市長の基本的な考えと申しますか基本方針、そういったものに基づく基本設計についてお話があったと思いますが、その基本設計に対してパブコメを通じて市民からいろいろと異論、反対の意見というものが出てきておるわけです。したがって、この意見に対してしっかり、市長は自分の考えは考えとしながらも、市民のそういった声に対してしっかり耳を傾けて、そして市民の声に歩み寄っていくと、こういうことが今大事なんじゃないかというふうには私は考えているわけです。ですから、今新たな対応に迫られていると、こう申したわけです。

そういったことで私は、はっきり言いまして、パブコメで回答された方の85%の方が、警察も含めた県の施設を庁舎内に取り入れるということについては反対だと、こういった

ような声があるわけですが、現実には。ですから、まさに今、新庁舎建設計画が暗礁に乗り上げていると、こういうふうに私は理解しております。ぜひ、その辺のところをしっかりと現実というものを見定めて、これからの方針を考えてもらいたいというふうに思います。

続いて、市長に尋ねます。

1点目、なぜ県の施設を庁舎敷地に入れようと考えたのか、その根本的理由について、これまでほとんど説明されてこなかったと思います。なぜ県の施設を庁舎敷地に入れようと考えたのか。そもそも庁舎建設の発端は、耐震強度のある庁舎を建設することでありました。それで、必要十分だったわけです。県の施設を入れることを希望した市民は、一人もいませんでした。そこへ県から来られた池田市長が、突然県の施設を入れると言い出したわけです。なぜ県の施設を庁舎敷地に入れようと考えたのか、改めてその根本的理由をお尋ねします。（「議長」「市長に尋ねているんだ」と呼ぶ者あり）

○議長（河杉 憲二君） 総務部理事。

○総務部理事（石丸 泰三君） 市長へのお尋ねということでございますけれども、事務的な内容については私のほうから答弁をさしあげたいというふうに思います。（「事務的な内容じゃない、根本的な話じゃないか」と呼ぶ者あり）

○議長（河杉 憲二君） 御静粛に。

○総務部理事（石丸 泰三君） まず1点目として、パブコメのことをおっしゃいました。パブコメで反対が多かったじゃないかということでございます。そこら辺の事実関係でございますけれども、まずパブリックコメントというのは、協働と参画の推進ということでやっておりますけれども……。 （「議長、質問したことに答えていない。なぜ県の施設を庁舎敷地に入れると考えたのかということを知っているわけです。今パブコメはやってないでしょう」と呼ぶ者あり）

○議長（河杉 憲二君） どうぞ。

○総務部理事（石丸 泰三君） いいですね。（「どうぞじゃないだろうが」と呼ぶ者あり）

パブコメで反対があったということでございますけれども、このパブコメについて我々の評価でございますけれども、いいパブコメになったというふうに思っております。たくさんの方の御意見を頂戴しております。

今、30件ですか、85%の方が反対ということで、そこに着目をされておられますけれども、我々としては、それ以外に非常に貴重な意見をお伺いして、ほかのパブコメにないたくさんの意見を頂戴している。いかに市民の関心が高かったかということの証左であるというふうに思っておりますし、これからの実施設計に最大限生かしてまいりたい、い

いパブコメになったというふうに思っております。

確かに、県施設の移転についての反対意見がありました。市長もそうでございますけども、しっかりとその辺の意見は吸収させていただいております。そういった意見もあるんだなということは、我々も胸に刻んでおるわけでございまして、ただ、このたびの基本設計には直接影響を与える意見ではございませんねという整理にはさせていただいておりますけれども、そういった御意見は重々承知して今後も進めてまいり、情報発信もしていく、そういったことでございます。

それでは、御質問いただきました県の施設を入れるという構想でございますけれども、何であったかということでございますが、これは平成30年8月23日の初回の庁舎建設調査特別委員会でもお示しいたしましたけれども、行政ゾーンの形成という中で、市庁舎敷地を十分に活用していこうという中で、土地利用の高度化も念頭に構想したものでございます。まず最初の構想としてお示しをいたしましたものでございます。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 今津議員。

○9番（今津 誠一君） 行政ゾーンの形成というものについては、これはこの建設計画を進めていくための一つの取ってつけた理由のようなものです。

続いて尋ねますが、私が推察するに、やはり市長が県の施設を庁舎敷地に入れようというふうに考えたのは、やはり財政のことではないかというふうに思います。県は、今約1兆円からの借金を抱えているといわれております。コロナの問題もありましたんで、さらに増えているかと思いますが、これを減らす必要があると。行財政改革を今、県は進めておるわけです。

総合庁舎や警察を移転すれば、土地が不用になる。不用になった土地は売却して、これが財政改革の一助となる。そういった狙いがあったのではないかというふうに私は推測しております。それ以外に考えられないところです。仮にそうだとすると、それらの土地を売却して幾らになるか知りませんが、ほとんど焼け石に水です。こんなことで1兆円の借金をゼロにするということは到底不可能です。しかし、よく考えてもらいたいのは、1兆円の借金があるということは、1兆円のサービスや資産を県民が享受しているということでもあります。

国や地方公共団体の財政は、個人の家計や企業の会計とは異なります。個人や企業は赤字を出すことは深刻な問題ですが、国や地方自治体の赤字はその分国民や県民の資産となるわけで、問題とはなりません。緊縮財政を唱える人は、財政感の誤謬があると言われております。財政に対する考え方が、根本から間違っているとと言われております。

これまで財源は税しかないと考えられていましたが、実は財源は税だけではありません。通貨の発行、つまり国債発行で予算を計上することができ、国民側にサービスや資産を提供し、通貨が供給され、予算編成も可能になるという事実です。これまでは、行政ニーズはあるが予算には限りがある。したがって、それを補うために行政の効率化を図るという緊縮財政政策が取られてきましたが、それが結局経済の成長を抑える原因となってきたわけです。

したがって、行政経費を減らすのではなく、行政経費を増やしていくことのほうが地域社会に大きく貢献することになるということです。そのことが分かれば、県の施設を市の庁舎敷地に入れ、県の財政改革を図るという必要は全くないということになります。市長は知事に、「借金が1兆円あってもせわない」と言ってあげるべきではないでしょうか、お尋ねします。

○議長（河杉 憲二君） 総務部理事。

○総務部理事（石丸 泰三君） 行財政改革につきましては、これはもう行政に求められる、不断の努力が求められると思っています。（「議長、僕は、市長に今回尋ねると言っているんですよ。なんで理事が答弁するんですか」と呼ぶ者あり）

○議長（河杉 憲二君） 執行部、どうぞ。（「何がどうぞや」と呼ぶ者あり）

○総務部理事（石丸 泰三君） 先ほど、なぜ市の庁舎に県の施設を入れるのかという御質問がありましたけれども、さらに言えば、まちづくりというようなところからも申し上げてきたところであります。それから、市民サービスの向上にもということも申し上げてまいりました。

先ほども申しましたように、県の行財政改革の色彩もあるのではないかとありますが、これは当然だと思います。焼け石に水かも分かりませんが、これはしなければならぬことですので、我々としては県と話をさせていただいたときに、もっと前向きに、何か借金を減らすだとか、それがバランスがどうかというふうなことを話したわけじゃなくて、これは防府市民、防府市民も県民でございますから、防府市民のためになることだといったことでこのような進め方をしておるものでございますので、先ほどのバランスが云々ということは考えておりません。

○議長（河杉 憲二君） 今津議員。

○9番（今津 誠一君） 議長、最初に言ったように、市長に今回尋ねると言っているんですよ。なぜ、市長に言わないの、指名しないのですか。

次に、パブコメで寄せられた意見に対する市の考え方と対応について尋ねます。

パブコメでいろいろな意見が寄せられましたが、その中で多く寄せられた意見が約4項

目ありました。それに対する市の考え方と対応において、誤った考え方や誤った対応があると感じた箇所があるので、それらについて話したいと思います。

まず、パブコメで多く寄せられた意見として、1、警察署も含めた県施設の庁舎内移転に反対、これは応募総数35人中30件です。2番目、災害時の避難場所として平面駐車場や広場をもっと確保すべき、25件。3番目、立体駐車場を建設する計画になっているが、使い勝手が悪いし、そもそも3万平米もの敷地を有する市が、なぜ立体駐車場を建設する必要があるのか、という意見が14件。4番目、市内各地区で説明会を開催し、市民によく説明すべきという意見が4件でした。そのほかに、これは基本設計案と直接関わらない意見ですが、県施設の庁舎内移転は、庁舎の位置変更に匹敵するほどの大変革で、議会の3分の2の賛成を必要とするほどの内容である、というような意見もありました。それから、議会を叱咤激励するような意見もありました。これらは、その他として聞いてもらったら結構です。

そこで、1番から4番の意見に対する市の考え方と対応ですが、まず1の警察署の誘致も含めた県施設の庁舎敷地内移転に反対との意見に対し、市は現庁舎敷地に行政ゾーンを形成することにより、土地利用の高度化、防災拠点機能の強化及び市民サービスの向上を図るとし、庁舎棟の6階に県の土木事務所と農林水産事務所を入れ、福祉棟に県の健康福祉センターを入れ、また将来、警察署を現在の1号館の跡地5,000平米に誘致する予定としている。よって市は、この意見に対し、「大幅な変更等を伴うため、反映が困難なもの」及び「基本設計（案）の内容に直接関わらないもの」として対応するとしております。

そこで、この考え方について尋ねます。

まず、「大幅な変更等を伴うため、反映が困難なもの」というこのくくり方ですが、これは明らかに誤っていると思います。市民の意見を聴き、その意見に妥当性があると判断されれば、当然大幅な変更もあり得なくてはならないはずで、基本設計案に沿わない点は全て反映できないという硬直的な思考がこのようなくくりになったのだらうと思います。もっと柔軟な思考がなくてはならない。そうでないと、パブコメの意味が失われると思うわけですが、いかがですか。

○議長（河杉 憲二君） 総務部理事。

○総務部理事（石丸 泰三君） パブコメの内容ということで、私からお答えいたします。

様々そういった意見がございまして、まず「重大な変更になるので」というところでも、パブリックコメントの前にワークショップというようなものも開催いたしております。ワークショップの中では、建設的な意見が出ました。立体駐車場も、そ

れとか福祉棟というところも非常に好感を持って取られたところでございます、様々な意見を頂戴したところでありまして、そういった根本的なことに基本設計案を提示するまでの時点でワークショップを通じましても反対の意見はありませんので、我々としては、その辺は市民の理解を得られているといったことでございますし、根幹をなすような条件でございますので変更は難しいですという整理にさせていただいているところでございます。

○議長（河杉 憲二君） 今津議員。

○9番（今津 誠一君） ちょっとおかしいんじゃないか。ワークショップは、こういった根本的なことについての意見を述べてもらうものじゃないということじゃなかったですか。今、根本的なことについて尋ねるんですよ。「大幅な変更等を伴うため、反映が困難なもの」、こういうことで切られているわけですけども、この大幅な変更もあり得るものが当然出てきておるわけで、そういったものについては、このくくりですばっと切り捨てるんじゃないしに、そういったものも柔軟に取り入れていくという姿勢が必要なんじゃないかというふうに思うわけです。

次に、「基本設計（案）の内容に直接関わらないもの」というくくりですが、このくくり方には異議はありませんが、しかし、判断を誤ってこのくくりに取り込む過ちを犯しております。つまり、警察を含めた県施設の庁舎内移転は、もろに基本設計案に関わっております。そうですよ。警察署誘致のための敷地の場所、あるいはその他の県施設の配置、これらは基本設計案にはっきりと示されているもんです。どうして「基本設計（案）の内容に直接関わらないもの」という判断になるのか。完全に間違っていると思いますが、いかがですか。

○議長（河杉 憲二君） 総務部理事。

○総務部理事（石丸 泰三君） お答えいたします。

直接関係がないというふうに判断しておりますけれども、まず初めに、平成30年8月23日の特別委員会でお示ししたときは、防災空地というようなアイデアもありました。そうした中で市長が、そのときに警察署の誘致ということもあるのではないかと申し上げたというところでございますが、防災空地としたところも1号館の跡地でございますので、あそこはどうせ空くといったことの中でございましたので、いずれにもできるといったことの中で最終的に県のほうからある程度前向きな答えが出ていますので、警察署ということをおある程度念頭に置いておるというところでもあります。

それから、立体駐車場との関わりもございまして、立体駐車場というのは基本的な要件でございますけれども、これはコンペではございませんけれども、設計者を選ぶプロ

ポーザルの中で出てきたアイデアでございまして、我々、市も、それから県、特に土木事務所なんかはいろいろな防災の資機材などの物品を貯蔵する倉庫が必要でございます。倉庫の上の空間を立駐で使ったらどうかという提案で、それでありながら110億円の中で納めますという提案を拾ったわけでございます。

コンペではございませんけれども、プロポーザルでそういったものを示されて設計者を選んでおりますので、大きなところはこれはゆるがせにできないということによっております。そういった事情でございます。

○議長（河杉 憲二君） 今津議員。

○9番（今津 誠一君） 理事は駄弁を弄してますけど、核心の部分について全然答えていないんですよ。私が聞いているのは分かるでしょう。警察署誘致のための、警察署を含めた県施設の庁舎内移転は、この基本設計案の内容に直接関わらないものだというふうにされているわけですよ。ですから、それはもろに基本設計案に関わる内容じゃないんですかと聞いているわけですよ。そのことだけ教えてください。

○議長（河杉 憲二君） 総務部理事。

○総務部理事（石丸 泰三君） お示ししておりますとおりでございます。直接関わりがないというのが市の考え方でございます。（「ほほ……。もうこうなったらどうしようもない話」と呼ぶ者あり）

○議長（河杉 憲二君） 今津議員。

○9番（今津 誠一君） もう議論になりませんね、そんな解釈を強引にするようじゃ。

次に、2番目に多かった、「災害時の避難場所として平面駐車場や広場をもっと確保すべき」との意見に対し、市は災害時には庁舎棟南側の来庁者用駐車場を含め、庁舎内に全部で約300台分ある平面駐車場において避難者の緊急的な一時受け入れが可能とし、災害時の避難場所としての平面駐車場や広場の確保の要望に対しては、「大幅な変更等を伴うため、反映が困難なもの」として対応するとしております。これも非常に硬直的な思考によるくくりの中に収めようとしているわけですが、市民の意見を聴こうという柔軟で真摯な姿勢がみじんも感じられないわけです。

基本設計案に示されている来庁者用の平面駐車場は、わずか75台です。パブコメで出た意見というのは、この平面駐車場が、いかにも少ないではないかと、もっと増やすべきだと、そういうふうには言っているわけです。そして、これ以外の駐車場は、緊急時の避難場所にふさわしい駐車場とは市民は認識をしていないわけです。県の施設を庁舎敷地に入れなければ、ゆったりとした平面駐車場や広場が確保できるわけです。市民の意見を取り入れるべきではないでしょうか。

○議長（河杉 憲二君） 総務部理事。

○総務部理事（石丸 泰三君） まず、避難所の考え方でございますけれども、突然大地震が起きたというようなことです。庁舎にいらっしゃる方、庁舎付近にいらっしゃる方、この方たちの緊急的な一時避難には、庁舎は耐震性もございますし、免震構造も入れていますので、十分活用できると思っております。

ただ、避難所というものは、各地域地域で備えるものでございまして、一時的に命の危険はこの庁舎に来ていただければ助かりますけれども、あと揺れが収まっておうちに帰ったら、おうちに住まわれないというようなときには、地域で避難所を開設いたします。もし、ここがそういう避難所になってしまったら、例えば自衛隊だとか国交省だとかいったところが応援に来るんですけど、錯綜してしまうだけなんです。ですので、それは分離しなければいけないという基本的な避難所の運営の考え方がございますので、それは違いますよと申し上げておるといったことでございます。

○議長（河杉 憲二君） 今津議員。

○9番（今津 誠一君） ただ、市民からは圧倒的にそういった駐車場、広場、こういうものを設けてほしいという意見が多いわけですよ。執行部はもうそういうふうに考えるのであるならば、いち早く説明会を開催して、そういったことを市民にちゃんと説明をすべきなんですよ。説明会はする必要はありませんと言っとって、ここだけで言う話じゃないでしょう。

もともと庁舎の位置を選定する際に、駅北と比べて現在地はゆったりとした駐車場が確保できると、こういう点が大きな決め手になったという経緯があるわけです。そういった点をしっかりと念頭に置いた基本設計案でなくてはならないと私は思うわけです。この基本設計案は、過去の経緯を無視というか、軽視している。よって、過去の経緯を尊重した形にすることが、「大幅な変更等を伴うため、反映が困難なもの」とされるのは——要するに過去の経緯を尊重した形にすることが、「大幅な変更等を伴うため、反映が困難なもの」とこういうふうにされるのは、全く理不尽な話ではないかと、こういうことです。

市長は、当初のそういった駅北と現在地とその比較をした、いろいろ議論されたときには県のほうにおられたわけで、その経緯というものを全然とは言いませんが、知らなかったわけですよ。ここへ市長として来て、そしてそういったものも本来なら十分確認して基本設計案に反映させるということが必要だったんじゃないかと思うわけですが、そういうことがされていないということで、ちょっとお答えください。

○議長（河杉 憲二君） 総務部理事。

○総務部理事（石丸 泰三君） 長く比較論というものをずっとやってまいりました。一

且は駅北ということで計画案をつくり、先ほど来ありますようにパブコメもし、説明会もいたしました。そういったことをしてまいりましたけど、その当時の比較論を私は必ずしも引きずる必要はないというふうに考えております。比較論は、あくまで比較のための論法でございまして、様々な比較の論点を講じて比較をしてまいりましたけれども、池田市長になりまして、より安く、より早くということで、その2点で決めたと。

我々は、その比較にずっと関わってまいりましたけど、一体どこで判断をするのか、非常に難しい問題だと思っておりましたけれども、それを解決していただいたのが、選挙を通して、また池田市長のおっしゃった論理でございます。

ですので、その辺を知らなかったではないかと、多分御存じだったと思うんですけども、それを引きずる必要はないというふうに思っております。現庁舎で敷地を定めたときに、行政ゾーンとしてもっと土地の価値を高めていこうという発想の中で、県の総務部長でいらっしゃったわけですから県とも話ができる、当然の話でございまして。そういった中での発想で新たなものが生まれてきたといったこととございまして、比較論の時代とは全然違うことになっているというふうに思っております。

○議長（河杉 憲二君） 今津議員。

○9番（今津 誠一君） 次に、3番目に多かった立体駐車場の建設計画に対し、「使い勝手は悪いし、そもそも3万平米もの敷地を有する市役所が、なぜ立体駐車場を建設する必要があるのか」といった意見に対し、市は「立体駐車場は県の施設の移転等に伴う駐車場需要の増大に対応し、限られた敷地を効率的に活用するために整備するもの」としてしています。そしてこれも、「大幅な変更等を伴うため、反映が困難なもの」として対応するというふうにしております。これも、2で述べましたとおり、建設候補地が駅北から現在地になった最大の理由は、ゆったりした平面駐車場が利用できる現在地が優れていると、こういう市民の声が圧倒的に多かったことです。したがって、ゆったりとした平面駐車場が確保されていない基本設計案は、市民の声に反するものだったということが言えると思います。

もともとあった市民の声に反する設計案にしておいて、「大幅な変更等を伴うため、反映が困難なもの」とする、それはないでしょうという感じがするわけですけど、いかがですか。

○議長（河杉 憲二君） 総務部理事。

○総務部理事（石丸 泰三君） まだまだゆったりしていると思っております。防府市の3万平米という土地はちょっと珍しくて、今から建てていくときには、かなり狭隘な感じが出てくるでしょうけど、解体いたしましたらたくさんの空地が出てまいります。よその

市に比べたら、相当ゆったりとした土地でございまして、職員の駐車場もあるといったところは、県内ほかにありません。このようなゆったりとした使い方という中で、県とも一緒に市民に対する行政をしようじゃないかというところで、今、全国でもまれなアイデアが進められておりますので、私はしっかりとこれを進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（河杉 憲二君） 今津議員。

○9番（今津 誠一君） 今の見解は、市民の声と希望と全然違うわけですよ。今あなたは、まだゆったりとしていると、こう言うけども、図を見ても非常に狭まっていますよ。5,000平米があつて、立体駐車場と福祉棟と合わせて何ぼですか、3千幾ら平米あるかと思うんですけど、約8,000平米強ですよ。それだけ取られるわけです。それはさっき言うたように、平面駐車場が75台しか取れないというような状況でゆったりとしているという説明をしても、市民は納得しないですよ。市民の声に理事はしっかりと耳を傾けていない。市長と一緒に。だから早く説明会をやりなさいと言っているわけです。

次に、4の市内各地区で説明会を開催すべきという意見に対して市は、「基本設計（案）の内容に直接関わらないもの」として対応するとしております。具体的な設計の中身に対しては、そういったことも言えるかもしれませんが、しかし説明会の開催は、基本設計案の個々の内容について、市民がより詳しく説明を聞きたいと、こういう声ですから、要望ですから、したがって「基本設計（案）の内容に直接関わらないもの」とは言えない。私は、関わるものだというふうに理解をしております。それを「関わらないもの」というふうにしておるのは、私とすれば非常に不思議だというふうに感じております。これも同じ答えになるから尋ねませんが。

そこで、防府市自治基本条例です。これは、市長等の説明責任と応答責任が定められているわけです。これは前回、共産党の山本議員さんも追求されたことですが、17条の1項に、市長等は、政策の形成、実施において、その経過、内容等を市民等に分かりやすく説明する責任を果たさなければならない。2項に、市長等は、行政に関する意見、要望、提案等に対して、迅速かつ誠実に応答しなければならない。こういうふうに規定されております。説明会の開催は、自治基本条例に基づく市長等の責務だと思います。これについてお答えください。

○議長（河杉 憲二君） 総務部理事。（「市長の責務で聞いているんだ」と呼ぶ者あり）

○総務部理事（石丸 泰三君） おっしゃるとおりだと思っております。昨年も、令和元年度になりますけれども、市長の懇話会ということで市内6地区でお話をしております。

その中では、今の「反対」というような御意見は頂戴しておりません。ですので、我々としては、今の基本設計案に一定の評価をいただいていると、先ほどそう答弁いたしましたけど、そういった考え方でございます。ですので、こういった懇話会というようなことでまたお話しする場を設けられると思いますけれども、そういったところで丁寧に御説明もし、しっかりと耳を傾けてまいりたいというのが従来からの姿勢でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 今津議員。

○9番（今津 誠一君） 「また設けられると思います」とは、どういうことですか。「また設けたいと思います」なら理解できるけど、他人事のような答弁で。そういう気持ちがあるんですか。

○議長（河杉 憲二君） 総務部理事。

○総務部理事（石丸 泰三君） 市長懇話会というのは、定期的で開催しております。市長懇話会というのは、定期的に地域を定めて開催しておりますので、今後も開催される予定でございます。

○議長（河杉 憲二君） 今津議員。

○9番（今津 誠一君） 確認しますが、そういった地区説明会のようなものを今後開催する予定にしておるといふふうに理解してよろしいんですか。

○議長（河杉 憲二君） 地域交流部長。

○地域交流部長（島田 文也君） 市長懇話会に関しましては、地域のほうから御要望がありましたら、そちらのほうに出向いて説明させていただくと、そういうふうになっております。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 今津議員。

○9番（今津 誠一君） じゃあ趣旨が全然違うじゃないですか。これに対しては、市が市民の要望に対して積極的に説明をしてくださいと、こういうことなんじゃから。それは確かに市民の要望ももちろんあるけども。

懇話会とは別に、この庁舎建設に特化した説明会がされるべきだといふふうに言っているわけですよ。だから、島田さんは関係ない。

○議長（河杉 憲二君） 総務部理事。

○総務部理事（石丸 泰三君） 様々な場でお聞きしてまいりし、御説明もしてまいるといふ趣旨で申し上げたといふふうに思っております。

別に、我々避けておるわけではございませんし、殊さらこの基本設計案といふか庁舎建

設事業に関してのみで説明会を開催することは考えていないというふうに申し上げておりました。先ほども申しましたけれども、一定の評価をいただいているという前提に基づいて考えているところでございます。

○議長（河杉 憲二君） 今津議員。

○9番（今津 誠一君） 説明会を開催しないということは、本当に不満です。大不満です。これは当然、自治基本条例にのっとって説明をする責務がある、市長はそういう責務がある、こういうふうに思っておりますので、市長はもう一遍考え直さないと、市民からそっぽを向けられますよ。一言申しておきます。

紹介した応募者からのいろいろと多く寄せられた意見に対して、市は今言われたように「大幅な変更等を伴うため、反映が困難なもの」あるいは「基本設計（案）の内容に直接関わらないもの」として、ことごとく排除しております。市民のための庁舎を造るのに、市民の意見、要望、提言を尊重することなく、市長とスタッフと議会の一部で進めていく手法は、まさにファッションだと言っても過言でないというふうに理解しております。

次に、基本設計案に係る市の考え方について疑問に感じる部分があるので、これについてお尋ねをします。

現庁舎敷地に行政ゾーンを形成することにより土地利用の高度化を図る、というふうにずっと言われております。現庁舎敷地に行政ゾーンを形成することにより、防災拠点機能の強化を図る。また、現庁舎敷地に行政ゾーンを形成することにより、市民サービスの向上を図る。こういったことをそれぞれ言っておられるわけですがけれども、釈然としない言い分のように私には思われます。

まず、土地利用の高度化とは一体誰のための高度化なのか。本当に市民のための高度化なのか、非常に疑問に感じます。そうではなくて、これは結局県のための高度化じゃないのかと、こういうふうに私は思われるわけですが、県の施設を入れるから高度化が必要になったということではないんですか。

○議長（河杉 憲二君） 総務部理事。

○総務部理事（石丸 泰三君） 12月の議会でもお答えしたと思うんですけども、県のためにやっているわけじゃございません。高度化は市民のためでございまして、警察署はまだ分かりませんが、総合庁舎のところはこちらに移転されたら、土地利用ということも我々が言う話ではないかも分かりませんが、そういったことでまちづくりにまた一つインパクトを与えるだろうということで、そういうことも含めて市民のためであるというふうに考えております。

○議長（河杉 憲二君） 今津議員。

○9番（今津 誠一君） それから、防災拠点機能の強化は、県の施設を入れることによって災害に備えるスペースが失われ、逆に防災拠点機能が低下してしまうのじゃないか、こういうふうに私は危惧するわけですが、いかがですか。

○議長（河杉 憲二君） 総務部理事。

○総務部理事（石丸 泰三君） 先ほども少しお答えいたしましたけれども、県の、例えば県土木と連携して災害対応に当たるといようなことでの防災拠点機能の強化でございます、避難者を受け入れるとか、先ほども言いましたけれども、一時避難は受け入れますけれども、避難というのは別でございますので、少しその辺は考え方が我々と相違しているかなというふうな感じでございます。

○議長（河杉 憲二君） 今津議員。

○9番（今津 誠一君） それから最後の、市民サービスの向上ですけれども、これは警察はもちろん、土木事務所も水産事務所も、あるいは保健センターも市の業務と重なるところは全くないわけです。よって、県の施設を入れてもサービスの向上にはつながらないというふうに、一般的に、常識的に考えられるわけです。土地利用の高度化を図るとか、防災拠点機能の強化を図るとか、住民サービスの向上を図るとか、これらはいずれも全て県の施設を庁舎敷地に入れんがための、取ってつけた後づけの理由で、全く実態がないものだというふうに申しておきます。

終わりのほうに近づいてまいりましたけれども、建設費の概要について、これまで一度も示されていないわけです。それぞれのパーツの建設費、6月議会で私も尋ねましたが、まだ確定はしていないと、こういうことです。確定はしていなくても、先になるとしても、概算の数字ぐらいは示すべきではないかと。示さない理由が何かあるのかというふうに感じてしまうんですけども、それについてどうですか。

○議長（河杉 憲二君） 総務部理事。

○総務部理事（石丸 泰三君） 基本設計段階でございますので、総額の提示とさせていただいているというだけでございます。

○議長（河杉 憲二君） 今津議員。

○9番（今津 誠一君） 一般に基本設計であっても、基本設計はできてからもう相当たっているわけですよ。来年の4月から実施設計に入るといような段階に来ているわけですよ。そういう段階に来て、なおかつ概算の数字も出せないというのは本当におかしな話じゃないかと思えます。出したらずいと考えているんですか。なぜ出さないんですか。出せるはずじゃないですか。大体このパーツはこれぐらいです、本庁舎はこれぐらいです、福祉棟はこれぐらいです、出せるはずじゃないですか。何で出さないんですか。どうして

も理解できませんね、それは。

○議長（河杉 憲二君） 総務部理事。

○総務部理事（石丸 泰三君） 今後、発注ということを控えております。数字は、とにかく独り歩きするものでございますので、基本設計段階では総額の提示というのが大体基本でございます。

○議長（河杉 憲二君） 今津議員。

○9番（今津 誠一君） 発注に絡むから今は言いたくないと、こういうことのようにすけれども……。

はい、じゃあ終わりになりますけれども、最初に申しましたとおり、市の基本設計案と市民のパブコメでの意見の間には、大きなギャップがあります。市長は、庁舎建設の原点に立ち返り、市民の声をしっかり聴いて、懸命な判断をされることを期待いたしましてこの質問を終わります。

○議長（河杉 憲二君） 以上で、9番、今津議員の質問を終わります。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午前11時57分 休憩

午後 1時 開議

○議長（河杉 憲二君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

引き続き一般質問を続行いたします。次は、10番、山田議員。

〔10番 山田 耕治君 登壇〕

○10番（山田 耕治君） 「幸せマスク」を外させてもらいます。会派「絆」の山田耕治でございます。3期12年、今回の一般質問で44回、大分類で93項目、小分類で297項目めの質問をさせていただきます。組織の意見もありますが、地域の声もしっかりと受け止めて質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

今回の一般質問は、中小企業への支援策について、2項目めは防府市の魅力について質問をさせていただきます。誠意ある御答弁をよろしく願い申し上げます。

質問に入る前に、このたびのパンデミックとなった新型コロナウイルスは、いまだ収束への糸口も見えない中で、市民の皆様には大変不安な日々をお過ごしのことと思います。議員として、引き続き市当局と連携し、市民生活を守るために、正しい情報をできるだけ早く発信させていただく所存です。市民の皆様におかれましては、御自身や御家族の生命、そしてお互いの生命を守るために、引き続き感染症拡大防止の徹底に向け、御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、初めに中小企業への支援策について質問させていただきます。この時期に、中小企業の支援策等々の質問となると、新型コロナウイルスの影響での支援策ということになります。もちろん、今現在での取組もそうですが、もっと大きく捉えた本来の質問もさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

今言いましたが、今回の新型コロナウイルスの影響で、企業の業務内容も著しく変化している中で、市としても業務体制の整備等々の支援等、細かくされていると私は評価しています。その中で、商工会議所も新型コロナウイルスの流行により影響を受けそうな中小企業に対し、特別融資制度での貸付けや補助金活用支援等、各種の支援情報を案内したりして相談体制をとっておられます。今現在の経営に対する相談体制窓口は、商工会議所、そして防府市中小企業サポートセンター「コネクト22」を設置されていますが、企業や事業者からの相談件数とその内容、要望はどのようなものがあるのか教えてください。

次に、以前からずっと訴えてきたことですが、いま一つ把握する仕組みが気になりますので質問させていただきます。今現在の中小企業の状況を把握する仕組みです。ぜひ防府市で分かる仕組みをつくっていただきたいと思います。その手始めに、アとして、新規事業者の推移、イとして、廃業、倒産した事業者の推移、ウとして、中小、小規模事業者各推移と全体の推移、中小企業の現在の状況が常にホームページで分かるようにしていただきたいと思っていますが、いかがでしょうか。

3つ目に、今までの取組の中で、中小企業振興基本条例を制定した頃だったと思いますが、企業さんが新しいアイデアを出して考えた新商品を見せていただいた記憶があります。ものづくりに興味のある私は、大変すばらしい支援事業と注目をしていました。その後、新商品の開発等の取組はどうなっているのか、事業をする中でどう評価しているのか教えてください。

4つ目に、提案です。私は、防府市の老舗がまちを支えてきたと言っても過言ではないと思っています。老舗を把握し、守る試みが必要だと思います。

そこで提案をさせていただきますが、防府市で100年を迎える中小企業や小規模事業者を防府市の老舗と捉え、各分野でのお店や企業をホームページでPRする仕組みを考えてみてはと提案しますが、いかがでしょうか。

最後に、これも以前、提案したことがあります。ホームページでのバナー広告の件です。市では、民間企業等との協働による地域経済の活性化、市民サービス向上及び市の新たな財源確保のために、市のホームページ、トップページでございしますが、ここにバナー広告を掲載していますが、応募の状況を教えてください。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 10番、山田議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 山田議員の中小企業への支援策についての御質問にお答えいたします。

収束の兆しが見えない新型コロナウイルスとの闘いが長期にわたる中、本市の中小企業は、厳しい状況にも屈せず、前を向き、懸命に頑張っておられます。こうした状況の中、安心して経済活動や日常生活をしていただけるよう、本市では、これまで商工会議所と一体となって、中小・小規模事業者等相談窓口を4月13日に設置するほか、感染予防対策、経済の活性化対策、雇用対策及び事業継続支援など鋭意実施してまいっております。今後も中小企業の皆様の声をしっかりと聞きながら、適切な支援策を実施したいと考えております。

それでは、御質問にお答えさせていただきます。

1点目の企業や事業者からの相談件数とその内容についてでございます。

市といたしましては、防府市商工会議所や、防府市中小企業サポートセンター「コネクト22」はもとより、中小・小規模事業者等総合相談窓口、またハローワーク防府、市内企業の訪問及び防府市中小企業振興会議などの様々な場において、市内の企業者の皆様の現状把握に努めております。

お尋ねの相談件数についてですが、防府市商工会議所、防府市中小企業サポートセンター及び中小・小規模事業者等総合相談窓口の3か所での8月末現在の相談件数は2,500件を超えております。また、その相談内容につきましては、国の緊急事態宣言が出された4月頃には資金繰りや融資制度の相談が大半でございましたが、最近は融資制度のほか、事業継続、事業革新などの経営相談が増えております。

次に、2点目の、今現在の中小企業の状況を把握する仕組みがあるか等についてでございます。

本市では、業務を通じ状況を把握しており、また様々な団体や関係機関との会議などの場を利用し、中小企業の皆様の現状把握に努めております。そうした中で、企業数等につきましては、法人登録件数や防府市商工会議所の中小企業数のデータにより把握しておるところでございます。

なお、こうした情報の市ホームページでの発信につきましては、防府市商工会議所等と協議し、可能な限り、その推移も含めて発信できるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、3点目の新商品の開発等の取組事業をどう評価しているかについてでございます。

新商品の開発の取組は中小企業者にとって非常に重要でありますことから、現在、防府市中小企業サポートセンターなどにおいて、国や県等の充実しているものづくりの補助金や必要な融資制度などを紹介するなど、中小企業者の新商品開発の指導、アドバイスをを行っているところでございます。

これまでも中小事業者の皆様は、国や自治体の補助金等も活用されながら、数々の新商品を開発されておられますが、新商品開発は中小企業者の力の源でもあります。今後も多くの中小企業者が新商品を開発されることを期待しているところでございます。

そうした中、6月補正予算で議決いただきました地域産業促進事業補助金では、新商品開発も補助対象とし、中小企業者の開発の支援をしております。

また、先日開催いたしました防府市中小企業振興会議の中でも、コロナ禍をチャンスと捉え、前向きに行動を起こす中小企業者への支援が必要という御意見をいただきました。このことから、今議会の補正予算において、人材確保のために失業者を雇用される中小企業の支援策ともなる新型コロナウイルス離職者雇用事業者奨励金を計上するとともに、多くの申請をいただいた地域産業促進事業補助金の新商品開発を後押しし、一般枠を増額するなど、中小企業者の取組を一層促進することとしておるところでございます。

次に、4点目の、防府市の老舗を把握し、守る試みが必要ではについてでございます。本市では、防府天満宮、国分寺、阿弥陀寺など先人の残された数多くの歴史的遺産が千年以上の悠久の時を経て、大切に受け継がれています。同様に、長年にわたり、伝統の技術や事業を守り、受け継いでこられた業歴の長い老舗といわれる事業所が数多くございます。

なお、防府商工会議所や信用調査会社の企業概要データベースなどによりますと、それぞれその定義が異なりますが、老舗と分類されている企業が多数ございます。

私は、老舗はその地域をともに支え、地域の発展を見続け、また地域に根差した事業者であると思っております。歴史的文化遺産の継承と同様に、老舗を守り、将来に伝えることは、本市のまちづくりにおいても大変意義深いことと認識しております。防府市における老舗の市民の皆様への周知についても、その方法を検討してまいりたいと存じます。

以上、御答弁申し上げます。残りの質問につきましては、総合政策部長のほうより答弁させていただきます。

○議長（河杉 憲二君） 総合政策部長。

○総合政策部長（小野 浩誠君） 私からは、5点目のバナー広告についてのお尋ねにお答えいたします。

バナー広告とは、インターネットのウェブサイト上に画像やアニメーションにより表示される広告で、画面上の広告の部分をクリックいたしますと、広告主のウェブサイトへ誘

導される仕組みとなっているものでございます。本市では、平成19年度から公式ホームページに、このバナー広告を掲載しているところでございます。

お尋ねのバナー広告の直近3年間の掲載状況につきましては、平成29年度が2社、延べ12か月、平成30年度が2社、延べ17か月、昨年度、令和元年度が6社、延べ22か月となっており、今年度、令和2年度は、8月末時点の見込みで3社、延べ28か月となっております。平成30年度から全庁的に取り組んでおります財政健全化対策を進める中で、徐々に掲載月数が増えてきているところでございます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（河杉 憲二君） 山田議員。

○10番（山田 耕治君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問をさせていただきます。

まず1点目、新型コロナウイルスの影響でございますが、大半が融資制度の相談だったものが、最近では事業継続等の経営に対する相談が増えてきているという御答弁でございました。もう少し掘り下げて、差し支えない程度で結構でございます、相談の内容が、もし分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（河杉 憲二君） 産業振興部長。

○産業振興部長（熊野 博之君） 御質問にお答えいたします。

相談内容につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大当初は、日本政策金融公庫の実質ゼロ金利の新型コロナウイルス感染症特別貸付が開始されたことから、この融資の関係の相談が非常に多くありました。最近におきましては、各種補助制度に関する相談が増えており、例えば、飲食店などの来店客の減少に対応するためのテークアウトなどの相談、また、飛沫防止対策や換気や消毒などの感染予防対策などの相談、また、テレワークやネット販売など、このときをチャンスと捉え、新規事業を開始するための相談などがございました。それと最近、特に各種、国、県、市の制度の周知がある程度徹底した関係もございまして、補助制度をとろうという、申請をしようという方が増えたと考えております。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 山田議員。

○10番（山田 耕治君） ありがとうございます。様々な場所から様々な御相談がある中で、先ほども2,500件ぐらいの御相談があったというふうにあります。例えば、午前中もお話がありましたが、IT技術の進化により、テレワークやリモートワークという働き方の推進も促されて、新しい働き方の選択肢も言われていますが、一方では、もの

づくり産業、製造となるとそうはいかないのも現状でございます。幾らテレワークといっても、やっぱり物を作って何ぼの世界ですよ。

飲食店さんもそうだろうと思います。そうなる、いろんな業種での御相談は、やはりいろんなところで相談を受けた場合は、やはり1か所にまとめるというか、先ほどこれをチャンスと言われていましたけど、私もチャンスだと思うんですよ。そういうのをひとつのカルテにして、個人情報等のことも配慮しなければいけないんですが、そのような財産として残していく、そういう仕組みも私はこれから考えられるのではないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（河杉 憲二君） 産業振興部長。

○産業振興部長（熊野 博之君） 御質問にお答えいたします。

これまでも相談窓口でいろいろな御相談を受けております。そのたびに、事業者の皆様の御相談の記録は策定しておりますが、今後、議員が今、提案された相談内容を、例えば1か所に集めたり仕分けをするなどの相談記録が財産として残るような仕組みを考えることについては、商工会議所とともに研究してまいりたいと考えております。

○議長（河杉 憲二君） 山田議員。

○10番（山田 耕治君） 地道な作業とは思いますが。ただ、本当にこれは今からの働く人たちにとっての大切な財産になり得ると私は思っていますので、ぜひそういう仕組みをつくっていただきたいということは要望させていただきます。

今回の、新型コロナの影響で新しい生活様式に対応した就労や就活の対応も必要になってくると思いますが、オンライン化した就労や就活状況、また今後の支援も考えてみる必要があると思いますが、いかがでしょうか。

また、最近、経営者協会からの情報でございますが、市内に事業所がある企業への学生の理解を深めることを目的とした専門学校合同の企業研究会の案内も来ていました。御案内は、多分12月頃の開催予定だそうでございます。コロナ対策が行われる中で無事に開催できることを願っていますが、このような学生と企業の橋渡し、またこういうイベント等を行うときの対応等、市が考えているものがあれば、教えてください。

○議長（河杉 憲二君） 産業振興部長。

○産業振興部長（熊野 博之君） 御質問にお答えいたします。

まず、中小企業の皆様は就労等、いろんな課題を抱えておられます。特に、担い手不足の問題などコロナ以前から多くの課題をお持ちになっております。そういうところに目を向けまして、行政も商工会議所と連携し、様々な課題に対して、中小企業の皆様の支援をしていきたいと考えております。

それと、学生の皆様も今コロナ禍で、いろんな就職活動等に不自由をされていると思うんですが、厚生労働省からは、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、来春卒業の高校生の就職活動の開始時期を1か月延期することも発表されております。新型コロナウイルス感染症の高校生の就職活動の影響について、市内の高校等にも問い合わせてみましたが、今のところは就職活動に影響は出ていないということをお聞きしております。

しかしながら、今後の動向を市も注視していきたいと思っております。

また、学生さんや一般の方の就職活動を手助けするイベントといたしまして、「2020ふるさと山口企業合同就職フェア」や、ウェブ会議を使った「やまぐちWEB就職フェア」なども開催予定でございますので、周知にも十分努め、就職活動に不自由のないよう、手助けになるように市としても努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（河杉 憲二君） 山田議員。

○10番（山田 耕治君） ありがとうございます。前回の一般質問でも、ちょっとそういうイベントとか何か開催をするときの、市としてのモデルじゃないですけど、そういうのはやっぱり必要ではないかというふうにも言わせていただいたんですが、まさに新型コロナウイルスの影響でイベントを開くかどうか判断する、実はそれこそ今日の新聞ですかね、ちょっと出ていましたけど、「山口モデル」というのを策定しているらしいですね。これは山口市と商工会議所が一緒になって、今、厚生労働省の接触確認アプリ「COCOA」の活用もモデルに、参考にした、安全で安心を確保して開催できるようにということで、たしかランクを決めてだったと思いますけど、決めていましたね。目安を基に、感染対策として一つでも多くのイベントを開催してもらえればということで、市と協議して商工会議所のホームページ等でその内容を公表するというふうにされていましたが、多分、この情報も入っていると思うんで、ちょっと教えていただければというふうに思います。

○議長（河杉 憲二君） 産業振興部長。

○産業振興部長（熊野 博之君） 御質問にお答えします。

私も1日に発表されて、新聞記事等を見た程度で理解しております。山口市でイベントを開く場合の対応を示した、今、「山口モデル」という格好で、たしか山口の商工会議所のほうから公表されたと聞いております。

その内容は、政府が示している、今イベントの制限がありますが、それに沿ったものと聞いております。例えば、1,000人以上が参加するイベントについては、県等の行政に事前に相談するなど、そういう大きな目安として示されたモデルだと認識しております。

本市においても、政府の——国の示しているイベントに沿っているということでございます。

ますので、商工会議所が、山口市は出されたものと聞いておりますが、防府市としても参考にはさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 山田議員。

○10番（山田 耕治君） いい悪いではなくて、同じ山口県の中でそういう試みをしているのであれば、ぜひ参考にさせていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。企業にとっては、イベントを開こうか開くまいかという中で、やはり少しでも参考にできるものが防府市にあれば、心強いのではないかというふうに思っております。

次に、今まで私が、いろんな委員会も含めて、ずっと言ってきた内容でございます。今の中小企業の現状を把握することで、今後の中小企業の在り方も含めて、その推移をどう分析するのかというところで、今後の戦略も含めて、大きく違うと思うんですよね。ですから、今までどうもこの部分が見えなかった。いつもそういう委員会等では質問をさせていただいたんですが、少し何か兆しが見えてきたように感じています。

今現在で把握している状況、中小企業の推移、分かれば教えていただけますか。

○議長（河杉 憲二君） 産業振興部長。

○産業振興部長（熊野 博之君） 推移についての御質問にお答えいたします。

市が把握できているデータは限定されますが、把握しているデータに沿って紹介いたします。

まず、新規事業者の推移でございますが、まず新規事業者の件数につきましては、法人の届出件数となりますが、平成29年度に89件、平成30年度と令和元年度はともに101件でございます。

また、廃業等に関する法人の届出件数につきましては、平成29年度、47件、平成30年度と令和元年度は49件となっております。

一方で、中小、小規模事業者の各推移につきましては、5年置きに実施されます経済センサス基礎調査に基づいた防府商工会議所のデータによりますと、平成21年度の商工業者数は4,461事業所、そのうち小規模事業者数は3,432事業所となっております。平成26年度の商工業者数は、4,042事業所、そのうち小規模事業者数は、3,043事業所となっております。

なお、令和元年度のデータは、間もなく発表される予定でございます。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 山田議員。

○10番（山田 耕治君） ありがとうございます。今回もらったデータでは、平成21年度、26年度の商工業者数しか見えないんですけど、商工会議所としっかり連携してできるだけ見えるようにしていただきたい。

先ほどこちよっと言おうと思ったんですが、やはり企業での担い手不足、これもやっぱり大きな問題だと思います。生産人口をどう穴埋め——穴埋めという言い方はちょっと適切ではないかもしれませんが、しようとしたときに、高齢者という点で、まだまだ頑張っておられる先輩たちに力を貸していただいて、中小企業や小規模事業者に対して、その頑張っていておられる先輩を雇用している中小企業や小規模事業者に補助を出す仕組みも、しっかり県や国に要望すべきと私は思っています。

ちょっと以前、高齢者が——定年退職をされた方が一旦辞められて、新しい仕事をするのに訓練費用とかそういうのを出すというのも、ひとつありかもしれませんが、でも、今まで一つの企業で頑張っておられたノウハウのある先輩には、やっぱりその企業で人材育成をしてほしい、私はそう思っています。

ですから、そういう企業、小規模事業者に対して、補助金制度があれば、あんたがここに残ってくれて人材育成をしてくれるから市から補助金がもらえるよ、そういう何か新しい取組もぜひ考えていただきたいというふうに要望したいと思うんですが、市長、何か言いたそうなんで、どうですか。

○議長（河杉 憲二君） 市長。

○市長（池田 豊君） 山田議員から指名されましたのでですけれども、実際、ものづくりの技術という面では、やっぱりその継承が非常に大切であり、そして今、工業高校を出た生徒が少ないとか、それも今、団塊の世代が大きな問題になっています。そうした中で、上場企業の中にも、技術者については、60を過ぎても、希望をすれば70歳までというような企業もございます。そういうことによって、その企業がまた歴史を守っていく。先ほどありました老舗じゃありませんけども、技術をしっかり守っていただけるということでございますので、市の独自の政策は難しゅうございますけれども、そういうことが必要だということを、あらゆる機会を通じて、また要望等を訴えていきたいと思っております。

○議長（河杉 憲二君） 山田議員。

○10番（山田 耕治君） ありがとうございます。多分市長も同じ考えだと思いますので、ぜひしっかりやっていただきたい。私自身もお手伝いができればというふうに思っております。

新商品の話でございます。これ本当に私、ものづくりに興味があって、以前、ここでそ

ういう話をしているのか、物を取り上げていいのか、ちょっと迷ったんですが、ゴルフのティーとか新商品があったと思います。せっかく企業さんが考えて作り上げたものが商工会議所の中で回るような仕組みになっているのか。これも補助金を出してつくったものがございます。それが売れるものになったのか、そこがちょっと見えない。しっかりフォローする体制も、これは要望させていただきます。しっかりとっていただきたいということを要望しておきます。

今、老舗の話が出ましたけど、何で老舗か分かりますかと。今回、通告をしたんで、何で老舗と言うんでしょうかと副市長に振りたいところですが。この意味は、先祖代々の業を守り継ぐこと、まあ副市長は、当然知っておられると思いますんで、私が代弁させていただきます。

先祖代々から続いて繁盛している店とか、伝統、格式、信用があり、繁盛している店、また、ある記事の内容では、老舗は、連用形の名詞化だそうです。だから、「老舗る」、似せてする、まねる、家業を絶やさず続ける等々、記載されておりました。

ただ、先ほど答弁でも言われましたけど、何代続いているとか、何年続いているとかの定義は、余りないそうでございます。ただ創業100年以上を長寿企業と呼んでいることもありますんで、防府市の老舗は100年以上と定義しても、私はいいいんではないかと思っています。

防府市も市制施行、昭和11年ですから100年たっていないわけでございます。先月の25日で84年ですかね。ぜひこの老舗を守る試み、これを機会に考えてみてはと提案させていただきます。先ほど検討をしたいというふうに言われていました。ぜひ検討をしていただきたいと思います。

2019年のデータですが、全国で100年以上の老舗企業は約3万3,000社あるそうです。老舗企業の全体に占める割合、老舗企業出現率というふうに言われるそうでございますが、この老舗企業出現率で最も高かったのは、呉服店とか宮大工が多い京都市さんだそうです。4.7%、ベスト5の中に、中国5県の島根県が実は入っています。これは、酒どころが多いとのことで、ちなみに山口県は47都道府県で微妙に27位です。この山口県の中で、先陣じゃないんですけど切って、老舗を育て、老舗を守る市、これは私もチャンスだと思っています。ぜひ考えていただきたい。欲を言えば、老舗を守る条例も、私はあってもいいんじゃないかと思う次第です。今がチャンスと思いますが、再度、答弁をよろしく願いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 産業振興部長。

○産業振興部長（熊野 博之君） 御質問にお答えいたします。

現在、防府市中小企業振興基本条例に基づき、防府市中小企業振興計画の策定をいたしているところでございます。コロナの関係でちょっと暫定版になるということで進めております。

この中で、老舗を含む市内中小企業の支援についても取り組んでいるところでございますが、今後は、中小企業振興会議の皆様のお意見もいただき、支援等について検討してまいりたいと考えております。

○議長（河杉 憲二君） 山田議員。

○10番（山田 耕治君） ありがとうございます。ぜひ前向きに考えていただきたいというふうに思います。やはり老舗、100年以上たつということは、大変私は素晴らしいことだと思います。

実は、裾野の広い自動車メーカー、100年を過ぎておる企業は、多いです。一番、三菱さんとか本当に150年、身近なマツダさんも100年いっておりますので。私は中小企業の話をして、本当に小規模事業者とか、防府市で本社がある頑張っておられるところを支援するような仕組みを考えていただきたいということだけ要望させていただきます。

あと、バナーの件でございます。先ほどもちょっと答弁を聞くと、やっぱり少ないのではないかと私自身思っています。これをしっかり、今新しく起業したところの企業枠とか、老舗を定義してもらえらるれば、老舗の企業枠、私、これがあってもいいと思うんですよ。ぜひその辺の広告掲載取扱要領も私自身見直すべきではないかというふうに思いますので、検討していただきたいということだけ要望して、この項は終わらせていただきます。

次に、防府市の魅力についてお尋ねいたします。

防府市の魅力と言われたら、皆さんは何と答えますか。防府の観光スポットと聞かれたら、防府天満宮、阿弥陀寺、また毛利氏庭園、周防国分寺、防府の眺望スポットでは大平山山頂公園、富海の海、一級河川の佐波川も整備されてきましたし、三田尻の潮彩市場では、お子様も遊べる「メバル公園」も整備されます。野島——茜島も魅力の一つですし、各地域にも自慢できるものや紹介したいものが本当にたくさんあるんだろうと思います。本当に素晴らしいまちです。防府市を文化財や大自然も踏まえ、魅力あるまちだと多くの防府市民は思っていることでしょう。

今回の質問は、「もっともっとPRすべきでは」とか、「防府観光早わかりマップを作ってホームページへアップしては」ではありません。既に素晴らしい早わかりマップもありますし、PRもしてくれています。ですので、今回はこの魅力をどう守っていくのかということに目を向けて、行政の考え方や今後の取組を教えてくださいたいと思います。

まず初めに、防府市の歴史、文化を次の世代へ引継ぐための施策についての質問です。防府市には、史跡や由緒ある建造物をはじめ、地域での伝統芸能なども数多くあります。私の住む大道地区においても、お笑い講は有名ですが、のみならず、「旦の十二の舞」という神楽などもあり、他の地域でも様々なものがあるのではないかと考えられます。

形あるものを残していくことも大変ですが、伝統芸能などについては、人から人へ技能伝承が必要です。少子高齢化の中でこれらを伝えることは、ますます大変な時代になるのだらうと推察されます。文化財を着実に後世へ継承するためには、それらの資源が適切に保存、管理されている環境下に置かれているのか、対象となる文化財を取り巻く環境を幅広い視点から確認し、適切な措置を講ずる必要があると思いますし、文化財の保存、活用のためには、地域で暮らす方々が共通の意識を持って、保存、活用に取り組んでいることが望まれます。地域で文化財としての価値が十分に周知されるとともに、それらを地域の宝として後世に残したいという意識が地域で共有されることが重要であるとも言われています。

このような中、文化庁においては、地域に存在する資源のうち、文化的な価値を有するものを、有形、無形、指定、未指定に関わらず、幅広く文化財と捉え、その性質や歴史、背景、所在等を的確に把握し、文化財とその周辺環境を含めて、総合的に保存、活用するためのマスタープランとなる歴史文化基本構想の策定を推進し、防府市でも、平成31年3月に、防府市歴史文化基本構想を策定されています。

そこでお尋ねです。防府市では、文化財を後世に引き継ぐために、どのように取り組もうとされているのか、お考えをお聞かせください。

次に、平成24年12月に、防府市景観条例が制定されています。この条例には、法に基づく届出があった場合において、「必要な措置を講ずるよう助言又は指導を行うことができる。」とあります。この条例施行後、何件の届出があり、どのような内容のものに対して、どのような助言や指導をされたのか教えてください。また、届出の対象にならないものについて、指導、助言したものがあれば教えてください。

最後に、防府市は、山、川、海と自然にも恵まれています。その自然的景観を守るためのもので風致地区というものがあります。県内には、風致地区を指定している市があるようですが、本市には風致地区の指定はありません。

そこで、本市においても、自然的景観を後世へつなげるため、風致地区の指定も考えるべきと提案しますが、いかがでしょうか。

以上、執行部のお考えをお聞かせください。

○議長（河杉 憲二君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長。

○教育部長（能野 英人君） 防府市の魅力についての御質問のうち、私からは、1点目の歴史、文化を次の世代へ引き継ぐための施策についての御質問にお答えいたします。

令和2年4月1日現在、山口県にある国指定文化財252件のうち約2割に当たる49件が防府市に所在しており、とりわけ国宝につきましても、県内に所在する10件のうち半分の5件が防府市にあることが示しますように、防府市の魅力として、豊かな歴史、文化は欠かすことのできない要素でございます。

国、県、市の指定文化財を数多く有する防府天満宮、周防国分寺、阿弥陀寺、旧毛利家本邸などは特に有名なところであり、これら以外でも市内各地で豊かな地域の文化が継承されてまいりました。市といたしましても、この地域の文化である文化財を守り、後世に伝えていかなければならないと認識しております。

文化財は、市民にとって、感性を磨き、心豊かに生活する源泉ともなり、地域振興、地域づくりの資源でもあります。地域の誇り、宝として多くの人が携わることで、地域社会の中で存在意義を保ち、より多くの文化財が伝承できるものと考えます。

そのためには、まず市民の皆様にも、地域にある文化財について知っていただくことが大切であり、現地での説明会や発掘などの体験をはじめ、地域の公民館や小・中学校での文化財講座の開催などを行っておるところでございます。また、小学校においても、防府の各地域の文化財において学ぶ授業を行っております。

一方、文化財の継承については、議員のおっしゃられるとおり、有形・無形にかかわらず、少子高齢化など社会状況の変化を背景に、担い手不足等の状況がございます。その中で、市内各地域で行われている民俗芸能は、地域の皆様の活動の下、受け継がれてきております。特に議員がお住まいの大道地域は、笑い講、且の十二の舞、大道人形浄瑠璃、代神楽など民俗芸能の宝庫であり、関係各位の一方ならぬ御努力に支えられているものと推察いたしております。

このような民俗芸能の継承は、学校をはじめ、文化協会や民間団体など地域を超えた連携がより必要になってまいります。そのため、民俗芸能などの人から人へ伝承していくものを次の世代に継承するために、どのような手立てがあるのか、しっかりと検討してまいりたいと思います。

今後、身近な地域にある文化財のよさに気づいていただく機会の充実を図り、地域の方々や各種団体とともに歴史や文化を守り伝えていけるよう努めてまいります。

以上、私からの答弁でございました。

○議長（河杉 憲二君） 土木都市建設部理事。

○土木都市建設部理事（入江 裕司君） それでは、私からは、2点目の防府市景観条例、

3点目の風致地区指定についての御質問にお答えします。

それでは、まず、防府市景観条例を制定しているが、助言や指導した案件があったか、でございますが、防府市景観条例は、平成24年12月に制定し、翌年6月1日からの施行となっております。対象区域は、防府市全域で、建築物や工作物の新築、増築、改築または移転、開発行為を対象として、条例で規定しています一定規模を超える行為につきましては届出が必要となり、例えば、建築物の新築の場合は、高さが13メートルを超える、または建築面積が1,000平米を超える際には届出が必要となります。

本年8月末までの約7年間で届けられた件数は236件で、会社のロゴ等に使用されています色、いわゆるコーポレートカラー以外の色につきましては原色を避けるとか、周辺と調和をするように助言をしたものがございましたが、届出の対象とならないものについては指導・助言は行っておりません。

次に、風致地区指定を考えるべきでは、についてでございます。風致地区の歴史は古く、今から約100年前の大正8年に制定されました旧都市計画法の制定時から制度化されたものでございまして、都市計画区域内において、自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観、いわゆる都市の風致を維持するため、都市計画法の規定に基づき定めることができます。

風致地区を定め、条例を制定しますと、建築物の建蔽率の引下げ、建築物や工作物の高さの制限や色彩制限、宅地造成を行う際の緑地率、木材の伐採等、様々な厳しい規制をすることが可能となります。全国的には、約9割が大正から昭和までに指定されており、県内においても、昭和初期から昭和40年代までに指定されておりますが、それ以降、県内において風致地区が指定された実績はございません。

防府市の自然的景観は、これまで市民の皆様の御努力や都市公園法や文化財保護法等の他の法律により守られてきており、新たに風致地区を指定することについては、慎重に対応しなければならない事項であると認識いたしております。

今後の防府市の自然的景観につきましては、様々な取組によってしっかり守っていく必要があると考えております。

以上、御答弁を申し上げます。

○議長（河杉 憲二君） 山田議員。

○10番（山田 耕治君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、歴史、文化を次の世代へ引き継ぐための施策ということで、先般、第3次防府市観光振興基本計画策定に向けた考え方の説明を受けました。結構、なかなかすばらしい報告だったと、私は勉強会を受けて思いました。防府市における未来の姿の実現に向け

て、地域振興と観光振興という柱があり、その柱の一つ、地域振興の目的、ミッションを行うと。地域資源の保存、再生、価値の向上、地域の誇りの醸成、地域のコミュニティーの活性化が図られ、住んでよしのまちづくりをするという説明だったと記憶しています。

その目的、ミッションの中には、地域の歴史、伝統文化が適切に守り継がれること、地域住民が地域の魅力、価値を再認識し、郷土愛や地域のアイデンティティーの形成に寄与することとありました。しっかりこの第3次防府市観光振興基本計画へも落とし込んでいただきたいなというふうに思っておりますので、これ要望させていただきます。よろしくお願いいたします。

昨年のことですが、先ほど紹介もいただきましたけど、3年に1度の十二の舞、大道地区でございますが、この奉納が私のところで、繁枝神社というところで、市長も来られて、ありがとうございました、披露させていただきましたが、この十二の舞は、五穀豊穡や悪霊退散を願って、室町時代から始まったとされて、「十二の舞」というように、12の演目があります。かつて12年に1度、奉納していましたが、ここが重要です。伝統を絶やさず継承しようと、数十年前から3年に1度になったと聞いております、伝承するためにね。もちろん私の息子も孫も参加させていただいて、保存会の会長ですけど、昨年のコメントでは、若者たちを育てながら、地域の伝統をこれからも受け継いでいきたいと語られていました。

このような地域の伝統を受け継ぐには、練習であったり練習場所の問題、それぞれ保存会の問題が多々あるように思うんですよ。現在、保存会の状況がどうなのか、そういうところもしっかり知っておかなければいけないように考えていますが、いかがでしょうか。

○議長（河杉 憲二君） 教育部長。

○教育部長（能野 英人君） 答弁いたします。

保存会の現状でございます。実際、保存会の方々が、日々継承のために御努力されていらっしゃることに、まずもって敬意をいたす次第でございます。

そうした中で、いずれの保存会につきましても、今、御紹介されました十二の舞にかかわらず、継承者、なかなか次の世代につなぐための人材育成が難しいということでお話を伺っておるところでもございます。

なかなか特効薬といいますか、この継承の問題に正解といいますか、具体の解決策を、今、教育委員会としては持ち合わせておりません。そのため、まずは防府、数々の伝統芸能がございます。その保存会関係者の方のお話を伺いして、継承に向けてどういった手立てができるのかというのをしっかり聞いた上で悩んでまいりたいと、問題をどうしたら解決できるのかなというのを一緒になって考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 山田議員。

○10番（山田 耕治君） ありがとうございます。まずは、その保存会の皆さんのモチベーションを上げることですよ、本当に。残念なことに、この十二の舞、今から説明する大道地区の大道人形浄瑠璃保存会、ここも私の地区にありますが、会長さんも一生懸命後継者を探しながら、このたびは中止になりましたけど、毎年のように敬老会で楽しませてくれています。そして、小学校の土曜授業へも、もちろん無償で、子どもたちへ浄瑠璃を教えてくださいました。

個人的には、今現在頑張っている人たちのモチベーションを上げること、無形民俗文化財への指定も、私は、この貢献からしたら考えてみてもええんじゃないかと思っています。

先ほど室町時代から始まった十二の舞もそうでございますが、ぜひ今後、市の無形民俗文化財候補ということで考えていただきたいということを要望させていただきますが、いかがでしょうか。

○議長（河杉 憲二君） 教育部長。

○教育部長（能野 英人君） 御質問にお答えいたします。

民俗芸能、今御紹介のありました大道人形浄瑠璃につきまして、伝承していくためにもモチベーションを上げるのに民俗文化財としての指定ということでございます。

大道人形浄瑠璃につきましては、私どもが把握しております市内で唯一の人形浄瑠璃というふうに思っております。

先ほど議員のほうからも紹介されましたが、保存会を中心に、毎週、練習に励まれておりまして、敬老会やお宮のお祭りなどで公演されているだけではなくて、子どもたちへの伝承として、大道小学校の5、6年生に授業の一環として御指導いただき、毎年11月には発表会を行えるまでの成果を上げていただいております。

このように地域の中で伝承活動に取り組んでおられる、特に子どもたちにも伝承していただいているということが、その御功績は計り知れないものであると考えております。

そこで文化財の指定でございます。指定要素といたしまして、50年以上の歴史を有するか、希少性や独自性があるか、地域の文化との密接な関わりを有するかなど、様々な価値を踏まえて判断をしなければならないところでございます。特に、無形につきましては、地域に定着して支援があり、また将来に向かっての持続性があると見込まれていることが重視されるものでございます。そういった文化財の内容について、また保存会の方々のお話を聞きながら調査して、専門家の御意見も聞いてまいりたいと思っております。

先ほども申し上げましたが、民俗芸能を行う団体は、若い方の入会がなかなか少なくて

継承者不足を悩まれております。まずは、その伝承のための手立てについて、繰り返しになりますが、関係者のお声を頂戴して検討してまいりたいと思います。そういった先に、無形民俗文化財の指定も見えてくるのではなかろうかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 山田議員。

○10番（山田 耕治君） 無形の文化財になるからこそ継承も、続けていく可能性も、また出てくるわけですね。先ほど貢献度のお話をされていましたが、まさに本当に一生懸命頑張っていると思います。この人たちの、本当にモチベーションを上げるためにも、しっかりと考えていただきたい。企業から出ていますが、地域のことをしっかり訴えさせていただけますので、よろしく願いいたします。

それから景観の話です。先ほど言われたように1919年、大正8年に制定された旧都市計画法において、その維持、管理、保存をするために創設されたというふうに私も調べて分かりました。これもしっかり見ていただきたいんですが、今これ、私、この辺の内容を調べて通達として山口県の中で5市、風致地区がありますが、どこを指定しているか、分かれば教えてください。

○議長（河杉 憲二君） 土木都市建設部理事。

○土木都市建設部理事（入江 裕司君） 御質問にお答えします。

県内では、5市20か所が指定をされております。代表的なところといたしましては、岩国の錦帯橋及び岩国城周辺とした区域とか常盤公園の周辺等が指定をされております。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 山田議員。

○10番（山田 耕治君） ありがとうございます。おっしゃられるとおり、山口県では5市20地区を指定しております。下関市さんでいえば壇ノ浦、今、岩国市さんの、錦帯橋が有名ですが、宇部市さんでは、琴崎八幡も指定されているようでございました。条例や風致地区の指定場所で全て縛りをつけるというものではありませんが、富海の海岸や風景、大平山からの風景、自然景観を守る施策もしっかり考えて、後世へつないでいかなければいけないと思っています。

また、毛利氏庭園なんかは地権者がいらっしゃるわけですが、逆に地権者がおられるから一緒に守っていこうというようなことも必要ではないかと思っていますので、ぜひ働きかけをよろしくお願いしたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（河杉 憲二君） 以上で、10番、山田議員の質問を終わります。

○議長（河杉 憲二君） 次は、19番、安村議員。

〔19番 安村 政治君 登壇〕

○19番（安村 政治君） 「自由民主党清流会」の安村でございます。通告に従い、水産市場エリアの活性化について質問いたします。

私は、これまで水産市場と潮彩市場がある水産市場エリアの活性化について質問をしてきました。2つの施設の連携を強化して水産市場エリアを活性化することにより、「みなとオアシス三田尻」全体のにぎわいが創出され、水産業の振興にもつながると考えたからです。

防府市は、瀬戸内海に面し、市内の漁協で水揚げされた多種多様な魚の多くが水産市場に集められ、市場を經由して防府近郊のスーパーをはじめとした小売店や飲食店に販売されています。また、防府市は、県内有数のハモの産地であり、防府の代表的な魚がハモであることについて、皆さん、御異論はないと思います。その多くは、「西京はも」として、生きたまま京都や大阪に出荷され、防府市内では、「はも塾」に加盟する飲食店で調理されたハモが、「天神鱧」と名付けられ、親しまれております。

現在、ハモ漁は最盛期を迎えていますが、今年は新型コロナウイルス感染症の影響で、関西方面での外食ニーズが低迷しており、ハモをとっても値段が安く困っているとの漁業者の声を耳にいたします。新聞報道等では、コロナ禍が完全な収束にはまだまだ時間を要し、来年度も外食産業には完全に復帰しないと伝えられております。

また、防府市内でのハモの消費は、高級食材として、一部の飲食店での提供に限られており、防府市民の食卓を彩る定番の魚にはなっていない状況です。

一方、コロナ禍で、巣ごもり需要と言われる家庭での消費は増えています。これまで飲食店への出荷が多かったハモですが、これからは家庭でも気軽に食べてもらえるような地産地消の取組を加速させ、市内での販売を強化していくことが今後も重要になってくるのではないのでしょうか。

折しも、山口県漁業協同組合が、来年度から潮彩市場の指定管理者となりました。山口県漁協が、水産市場エリアの水産市場と潮彩市場の2つの施設を一体的に運営することになれば、私は防府市の水産業の振興にとって非常にメリットがあると考えております。

例えば、山口県漁協は、これまで関西へ出荷していたハモの一部を潮彩市場で、家庭でも食べやすいように加工し、販売していけば、輸送経費等がかからないのでリーズナブルな価格で消費者に提供でき、市内の食卓の定番の魚としてハモが定着していくことと思います。

市内でのハモの消費が拡大し、価格も安定すれば、漁業者も安心して漁に出ることができ、市場の取引も増えていくのではないのでしょうか。

そこでお伺いたします。本市の水産市場の活性化に向けて、山口県漁協と連携し、水産業の拠点である水産市場と潮彩市場の活性化をどのように取り組まれるのかお尋ねをいたします。

○議長（河杉 憲二君） 19番、安村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 安村議員の水産市場エリアの活性化についての御質問にお答えいたします。

私は、3月議会でも申し上げましたとおり、本市水産業の持続的発展のためには、漁業生産者と消費者とをつなぐかけ橋となるよう、水産市場と潮彩市場の連携を強化し、水産市場エリア全体を活性化していくことが重要と考えています。

議員御案内のとおり、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、全国的に飲食店での会合などが自粛されていることから、本市の水産市場においても、高級魚種の買い控えや都市圏への出荷が減少し、市場取引が低迷しています。また、コロナ禍の収束の気配が見えないことから、水産市場の関係者からは、先行きに対する不安の声をお聞きしています。

そこで、私は、コロナ禍を乗り越えるための支援策として、市内の全ての業種を対象とした防府市地域産業促進事業補助金を6月議会で御承認いただき、創設いたしました。この補助金のうち、一般枠は、第1次募集の段階で、農林漁業者からの16件を含め、想定を超えます約200件の応募があったことから、今議会に5,000万円増額する補正予算案を提出させていただいております。

さらに、今議会においては、コロナ禍で不安を抱えながら過ごしていらっしゃる妊産婦の健康をサポートするため、水産物などの地元食材をお送りする事業を補正予算案として提出いたしております。

このように、コロナ禍における一次産業の事業継続や活性化に向けた支援に取り組んでいるところでございますが、議員御指摘のとおり、外食産業の落ち込みが続く中で水産業を振興していくためには、これまで以上に地産地消の取組が重要でありますことから、その拠点となる水産市場と潮彩市場を活性化していく必要があると考えています。

こうした中、今議会では、来年度からの潮彩市場の指定管理者に、山口県漁業協同組合を指定する議案を可決いただきました。山口県漁協からは、ハモの地産地消を目指し、通年販売や加工商品の開発に取り組むとともに、漁業者による地魚の直売や、テナントに対

する地魚の供給などを行い、来場される皆様に親しまれる施設を目指すことが提案されています。

また、山口県漁協では、水産市場の活性化に向けて、国の事業を活用した市場機能の強化に取り組まれていることから、両施設の一体的な活性化に向けて、山口県とも緊密に連携して、これらの取組を支援してまいります。

加えて、11月には、多くの子どもたちが心待ちにしている、また楽しみにしている大型複合遊具を備えた新築地町の防災広場、通称「メバル公園」が、水産市場エリアの隣にオープンする予定です。

この「メバル公園」は、家族連れを中心とした大きな集客効果を期待しており、潮彩市場にも足を運んでいただけるよう施設の魅力向上に取り組んでまいります。

私は、山口県漁協が指定管理者となることを契機として、山口県や関係団体と連携し、地産地消など水産市場と潮彩市場の2つの拠点が一体となった取組を進め、水産市場エリア全体の活性化に努めてまいります。よろしくお願いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 安村議員。

○19番（安村 政治君） ありがとうございます。私も、山口県漁協は、潮彩市場の指定管理者として地産地消や魚食普及に向けて取り組むことにより潮彩市場が活性化することを、大変期待しております。

また、防災公園のオープンにより、水産市場エリアへの注目度が高くなり、来場者も増えることが期待されます。市においても、水産市場と潮彩市場の連携した取組が強化され、水産市場エリアがこれまで以上に活性化されるよう期待をしております。

先ほどのお話で、防災公園、赤メバル公園ですけど、今、公園には、小さいお子さんが遊べるような水場といますか、そういう施設がないと聞いております。市内で、小さい、生後1歳から2歳、それから小学校低学年ぐらいまでの子どもが遊べるような水場がないと聞いております。ぜひこの防災公園に、夏はミストのシャワー、防災時にはシャワーヘッドを変えて、つい立てを立ててシャワールームになるようなのか、いろいろ防災公園に当てはまるようなやり方をやっていただきたい、そのことを要望いたしまして、この質問を終わります。

続きまして、洪水対策について質問をいたします。

質問に入る前に、このたび、令和2年7月豪雨によりお亡くなりになられた方々への哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

さて、ここ数年、毎年のように大雨による災害が全国のあらゆる地域で起きており、今年7月に発生した令和2年7月豪雨では、九州をはじめ西日本や東日本の各地で、河川の

氾濫や土砂災害による大きな被害が発生しております。

このたびの令和2年7月豪雨による被害で、私が特に印象に残っているのは、熊本県の球磨川の氾濫による浸水被害です。熊本県球磨村の渡地区では1時間に1メートル余りの水位が上昇し、水位の上昇速度が早かったため避難が難しく、特別養護老人ホームが浸水し、入所者14名の方が亡くなられたことは記憶に新しいところです。

防府市において、平成21年7月の中国・九州北部豪雨では、真尾地区の特別養護老人ホームを大規模な土石流が襲い、入所者7名の方が亡くなられております。同じ高齢者施設の被害ということもあり、高齢者施設が自然災害に対応することの難しさを感じた次第です。

平成21年7月の中国・九州北部豪雨の経験から市民の生命、財産を守ることの大切さを痛感し、平成31年3月に防府市の洪水対策について一般質問をし、そのときは、新年度から2か年で市内全域において市が管理する河川の浚渫と中関地区の遊水地の浚渫等を実施するとの回答でした。

また、令和2年3月の一般質問の代替措置による文書質問で、浸水被害の軽減について質問をしたところ、令和元年度においては16河川の浚渫を実施し、令和2年度においては19河川の浚渫を行うとの回答でした。

そこでお伺いいたします。熊本県で豪雨による被害が発生した7月上旬には、防府市でも大雨警報が発表され、平成21年7月の中国・九州北部豪雨と同等の雨が降りましたが、これまで行われた浚渫は、今回の大雨においてどのような効果を発揮したのでしょうか。また、今後は、どのような対策をとられるのかお尋ねをいたします。

○議長（河杉 憲二君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 安村議員の洪水対策についての2点の御質問にお答えします。

近年、想像を超える大規模災害が頻発しております。防府市では、災害関連死19名を含む平成21年大災害が記憶に新しいところですが、この教訓を踏まえ、私は市長就任以来、市民の安全・安心を第一と考え、防災対策に取り組んでまいりました。令和2年7月豪雨や平成30年7月豪雨など甚大な被害を引き起こす災害が連続して発生しており、防府市においても平成21年度のような災害がいつ何時発生してもおかしくない状況であり、今できる最大限の防災対策を実施していくことを改めて決意したところでございます。

まず1点目の、浚渫等の効果の御質問についてです。

全国各地で大規模な洪水が頻発する中、河川の浚渫は洪水対策として即効性のあるハード事業であり、大変重要であると考えております。このため防府市では、国、県、市が一

体となって市内の河川の浚渫に取り組んでいるところでございます。

国管理の佐波川、県管理の馬刀川等につきましては、国、県への要望により浚渫を実施していただき、市管理の35河川については、国の創設した新たな財政措置も最大限に活用し、2か年で35河川全ての河川の浚渫を実施することとしております。

さきの7月豪雨において、防府市では、平成21年7月中国・九州北部豪雨とほぼ同程度の2日間で300ミリを超える降雨がありましたが、国、県、市が一体的に浚渫等に取り組んでいたことから、大きな被害は発生しませんでした。このうち中関地域においては、昨年度に中玉井川の遊水地の浚渫を行った結果、堆積土砂の撤去による水位低下により浸水被害は確認されませんでした。

このように、国、県、市が一体となって浚渫に取り組み、大きな被害が発生しなかったことは、国土交通省や総務省などの国や他の自治体から高く評価をいただいているところでございます。

次に、2点目の、今後はどのような対策をするのかの御質問でございます。

まずは、昨年度から実施しております河川の浚渫につきましては、残りの19か所の浚渫をしっかりと実行していくこととしております。また、浚渫した河川には新たな土砂が堆積します。浚渫は今後もしっかりと実施していくことが重要です。来年度以降につきましても、国において新たに緊急浚渫推進事業が創設されましたので、この事業も活用しながら、継続的な浚渫を実施していきたいと考えております。

このように、洪水対策につきましては万全を尽くしておりますが、災害時においては避難が重要であることから、一昨年7月豪雨や今年7月豪雨のような身の危険を感じるような降雨が予想される場合には、今年度設置いたします河川等監視カメラにより、リアルタイムな河川の状態を市民の皆様に提供することで、安全な避難行動へとつなげてまいります。

さらに、先月末には、国、県、また関係市により、佐波川流域治水協議会が発足したところであり、佐波川流域全体の水害対策のためのハード事業、ソフト事業を国、県、市が一体となって計画的に実施することとしております。

防災対策に、これで十分、これで終わりということはありません。今後も国、県、市が一体的に洪水対策をはじめとする防災対策を継続的に取り組むことが重要であり、必要な事業につきましては、しっかりと国、県に要望するとともに、市民の皆様の安全・安心につながる事業は最優先に取り組む、災害への備えをしっかりと行っていく考えでございます。よろしく願いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 安村議員。

○19番（安村 政治君） ありがとうございます。昨年度から浚渫に取り組まれた河川については、氾濫による被害が発生しておらず、洪水対策には浚渫が大きな効果を発揮することと改めて認識をいたしました。今年度は19河川の浚渫を実施し、来年度以降も緊急浚渫推進事業を活用し、継続的に浚渫に取り組む予定とお聞きし、安心しております。

水路や河川の機能を維持することは、洪水対策においては大変重要なことです。市民の皆様への安全・安心のためにも、ぜひ今後も積極的に洪水対策に取り組んでいただくことをお願いをいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（河杉 憲二君） 以上で、19番、安村議員の質問を終わります。

○議長（河杉 憲二君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河杉 憲二君） 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。どうもお疲れさまでございました。

午後2時21分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年9月3日

防府市議会議長 河杉 憲二

防府市議会議員 山田 耕治

防府市議会議員 清水 力志